

令和5年第3回定例会（第1号）

令和5年9月6日（水曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 常任委員会報告
日程第 4 出納検査報告
日程第 5 一般質問

○出席議員（14名）

議長	14番	木下 敏	副議長	13番	川村 主税
	1番	澤出 明宏		2番	神崎 和枝
	3番	江口 勝幸		4番	青山 金助
	5番	川上 弘一		6番	佐々木 陵二
	7番	田村 敏郎		8番	稲垣 明美
	9番	中川 友規		10番	平松 俊一
	11番	上野 武彦		12番	池田 誠悦

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 杉原 太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副町長	工藤 稔	総務課長	中村 雄司
財政課長	青山 栄久雄	情報防災課長	庭田 昌輝
政策推進課長	花巻 亘	税務課長	佐藤 恵美子
会計課長	関口 順子	住民課長	福川 晃也
環境生活課長	村山 徳收	福祉課長	谷口 真樹
子育て支援課長	川崎 恵子	健康推進課長	岩上 剛
商工労働観光課長	磯場 嘉和	農林水産課長	村上 宏樹
土木課長	笠原 泰之	都市住宅課長	川島 篤実
上下水道課長	池田 晃		

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與田 敏樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育総務課長	倍 楼 司	学校教育課長	柴田 憲
生涯教育課長	竹内 圭介	学校給食センター長	福永 崇弘

スポーツ振興課長 高橋雅貴

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事務局 長 赤石 旭

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書記 長 中村 雄司

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

監査委員 永田 英利

○本会議の書記

事務局 長 広部 美幸 書記 山本 翔大
書記 伊東 宏樹

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

7番 田村 敏郎

8番 稲垣 明美

午前10時00分 開会

開会・開議宣告

○議長（木下 敏） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和5年第3回七飯町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

○議長（木下 敏） 日程に入る前に、今期定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

杉原太町長。演台でお願いいたします。

○町長（杉原 太） 議員の皆様、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和5年第3回七飯町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様にご御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、北海道電力七飯水力発電所の設備故障によるかんがい用水停止の影響が懸念されている水稻についてですが、天候に恵まれ、関係者の御尽力にもより、品質への影響もなく、収穫時期は例年より1週間から10日早まりそうな状況となっており、関係各者による懸命な対応に改めて感謝申し上げます。

また、誠に残念でございますが、中島工業団地にある老舗製麺業者である丸豆岡田製麺が事業停止することになりました。今後、会社の清算情報や従業員の雇用対策など、渡島総合振興局やハローワークと連携し対応してまいります。

次に、本定例会に提出いたします議案は、同意1件、条例の一部改正2件、規約の変更協議1件、補正予算6件、諮問2件、報告3件、認定6件と選挙2件の合計23件でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

○議長（木下 敏） 町長の挨拶を終わります。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

7番 田村 敏 郎 議員

8番 稲垣 明 美 議員

以上、2議員を指名いたします。

日程第2

会期の決定

○議長（木下 敏） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの17日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月22日までの17日間と決定いたしました。会期予定表は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた説明員は、その職・氏名を印刷して、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動向については、議会動向報告として、お手元に配付のとおりであります。また、町政動向報告についても、お手元

に配付のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3

常任委員会報告

○議長（木下 敏） 日程第3 常任委員会報告を議題といたします。

総務経済常任委員会の報告を求めます。

稲垣委員長。

○総務経済常任委員長（稲垣明美） 委員会報告第9号、総務経済常任委員会報告書。

令和5年6月7日、第2回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和5年8月28日。

七飯町議会議長 木下敏様。

総務経済常任委員会委員長 稲垣明美。

記。

所管事務調査事項。

- ・町内の経済団体の活動について。
- ・町内の事業承継の状況について。
- ・遊休農地を活用した農業振興について。
- ・七飯町水道ビジョン及び七飯町水道事業経営戦略の策定状況について。
- ・特環下水道汚水処理施設再構築基本方針策定状況について。

令和5年6月8日、21日、7月13日、8月7日、28日の5日間、委員会を開催した。

【町内の経済団体の活動について】

1、調査の目的。

町内の経済団体の活動について、コロナ禍前後における活動状況を把握するため調査を行った。

2、調査の方法。

コロナ禍前及び令和5年度における町内経済団体の活動状況に関する資料の提出を求め、町長、副町長、商工労働観光課長へ聴取を行った。

3、町内の経済団体の活動について。

町内の経済団体の活動状況として、町内にお

けるイベントの開催状況を確認した結果、昨今における物価高騰の影響により、イベント開催に係る経費が上昇している状況となっており、ななえ赤松街道納涼祭においては、これまで2日間開催であったのに対し、令和5年度開催では単日での開催となっていることから、これまで行ってきた規模や内容での開催が困難となってきた。

町内の主なイベント開催状況については、表1のとおりである。

表1、町内の主なイベント開催状況です。御参照ください。

委員長から町長への質疑と、町長からの答弁は以下のとおりである。

質疑。

今後、町として町内イベントに対し、どのような方針で取り組んでいくのか。

答弁。

コロナ禍明けで3年ぶり、4年ぶりに各種イベントが開催されるようになりました。しかし、ブランクがあったことから、運営スタッフの確保が困難になったり、低迷する地域経済や物価高の影響で企業からの協賛集めに苦戦していることもお聞きしておりました。そうした中で、各主催団体も創意工夫を凝らし、経費節減に努めて、無事開催されましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げるところでございます。

各種イベントの開催は、地域経済の活性化、町民福祉の向上、町の活力を示す地域力でもありまして、そういう魅力のある町には町外の方も関心を持ち、移住定住につながるものと考えております。

各種団体からイベントの補助金の要望は例年秋から冬にいただいておりますけれども、令和5年度の予算編成においては、増額要望があった団体もコロナ禍明けの状況がまだ不透明なことから、補助金額は据置きとさせていただきます。来年度に向けては、主催団体と十分協議の上、町が協力できるところは積極的に支援してまいりたいと考えております。

また、物価の高騰や交通安全指導員の高齢化

によって業務の遂行が難しくなってきましたので、警備の費用も対象経費に含めまして、今後、予算編成に対しては十分に関係各主催者と話し合いをした上で予算提案させていただきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

4、まとめ。

昨今における物価高騰の状況において、イベント開催に係る支援体制が十分とは言えず、また、支援体制に対する方針や認識が町長と担当課で統一されておらず、一部連携不足が見受けられた。支援体制が十分でなければ、これまで行ってきたイベント内容や開催の規模の継続が困難となることが予想される。活気のあるイベント開催によりもたらされる経済活性化や、当町の魅力や活力のあるイメージを町外の方へ与えることで関心を持ってもらい、新たな事業展開や新規事業者を呼び込むことにより、移住定住へもつながるものと考えことから、イベントに対してはさらなる協力が必要であり、イベントを通じた町内の経済団体の活動を後押しし、経済活性化を促進していくことを強く求める。

【町内の事業承継の状況について】

1、調査の目的。

町内事業者の事業承継の状況について、後継者不足の実態や、事業承継に対する町の取組状況を把握するため調査を行った。

2、調査の方法。

事業承継が困難となり廃業となった事業者（農業者を含む）の状況や、町における事業承継に対する取組状況に関する資料の提出を求め、町長、副町長、商工労働観光課長、農林水産課長、農業委員会事務局長への聴取を行った。

3、町内の事業承継の状況について。

(1) 事業承継が困難となり廃業となった事業者（農業者を含む）の状況について、主な町内経済団体加盟の会員における創廃業について確認を行ったが、後継者不足等を要因とした廃業理由については確認ができず、詳細な把握には至らなかった。また、同様に農業者において

も離農及び就農の状況については確認できたが、後継者不足等の実態把握には至らなかった。

町内の主な経済団体加盟会員数の推移状況については表2、町内農業者就農及び離農状況については表3のとおりである。

表2、町内の主な経済団体加盟会員数の推移状況、表3、町内の農業者の就農及び離農状況です。御参照ください。

(2) 町における事業承継に対する取組状況について。

町では、商工業をはじめとした事業者の経営相談窓口を設置しており、相談ケースに応じて金融機関（資金貸付け・利子補給）や商工会へつないでおり、事業承継については、支援メニューのある公益財団法人北海道中小企業総合支援センター道南支部と情報共有を行うなど、日頃から各関係機関と連携し、サポートを行っている。

農業においては、第三者継承も含め、管内で開催しているイベントを通じて、農業に興味を持ってもらう取組や、新規就農者の募集を行っており、日頃から各関係機関と相互に連携し、情報共有を図ることで農業者の実態把握に努めている。

委員会から町長への質疑と、町長からの答弁は以下のとおりである。

質疑。

町内事業者（農業者を含む）の事業承継について町としての考えは。

答弁。

後継者不足で廃業したなどの意向調査は、現状、町としては行っておりませんでした。担当課では、商工業の経営全般についての相談窓口は開設しておりまして、相談のケースに応じて金融機関、商工会、また函館市内にあります公益財団法人北海道中小企業総合支援センター道南支部につなぐ形で相談に応じております。現状、役場に相談したケースはありませんでした。特に、中小企業総合支援センターでは、事業承継をサポートする支援メニューとして、個別相談対応・事業承継診断・専門家派遣などを

行っておりまして、町として事業者の意向を尊重し、町も窓口として相談に応じる形で、今後も関係機関と連携して事業承継についてサポートしてまいりたいと考えております。

農業部門の事業承継におきましては、直系の親族に限らず、農業の第三者承継を視野に入れ、農業を始めるための耕作農地の下限面積が廃止されたこともありますので、農業を始めるハードルが少し下がったこともありますし、空いている農地の情報提供を含め、新たに農業を始める新規就農希望相談のワンストップ窓口である農業委員会への相談、面談等の情報を農林水産課と共有しながら農業承継のマッチングに努め、引き続き、函館市内で行っている農業フェア等において、農林水産課、農業委員会、関係団体、各機関等で連携したサポート体制にて、農業に興味を持っていただき、新たに農業を始める方の掘り起こしを行っていきたく思っております。

4、まとめ。

日頃から各関係機関と相互に連携し、情報共有を図っているが、事業承継や後継者不足等に関する事業者の実態把握が全くなされていない状況である。加速する少子高齢化の状況において、それら実態把握がなされていない以上、町として対策を講じることができないことから、速やかに実態把握に向けて取り組んでいくべきであるが、それら手法については、アンケート調査のみならず、事業者へ出向き話を伺うなど、丁寧できめ細やかな対応が求められており、詳細な需要把握やニーズの掘り起こしが必要となっている。また、現在は町として目新しい独自の支援策がない状況のため、今後は他市町村の成功事例や支援策を調査・研究し、特に農業においては、第三者継承も含めた新規就農者等をマッチングを通じ道内外問わず積極的に呼び込み、日頃から農業に意欲のある方が相談しやすい体制や窓口となるように常に改善や見直しを行いながら、農業を始めやすく、農業に意欲のある方が集まる町になることを強く望む。

【遊休農地を活用した農業振興について】

1、調査の目的。

町内における遊休農地の実態や、農業者の就農及び離農の状況、農業振興に資する政策を把握するため調査を行った。

2、調査の方法。

町内における遊休農地の状況や農業者の就農・離農状況、農業振興策に関する資料の提出を求め、町長、副町長、農林水産課長、農業委員会事務局長への聴取を行った。

3、遊休農地を活用した農業振興について。

(1) 町内における遊休農地の状況について。

遊休農地面積の推移として、過去5年間においては、耕作再開や保全管理等により減少は図られているものの、主な減少理由は農地を非農地化した結果によるものとなっており、非農地化した土地は、保全管理を行わない以上、土地の状態として遊休農地と変わらない状況であることから、保全管理等の課題が継続して残る状況となっている。また、遊休農地となっている土地は、土地利用条件がよくなり、利用する際に支障となる傾向があり、日頃から農地利用を推奨しているが、遊休農地の解消に向けては困難な状況が続いている。

遊休農地の状況については、表4のとおりである。

表4、遊休農地の状況です。御参照ください。

(2) 農業者の就農及び離農状況について。

就農者については、令和2年度に2名が就農し、離農者については、令和2年度から令和4年度にかけて12名が離農しているが、一部農地における作付を行っている農業者もおり、正確な実態把握は困難な状況となっている。

(3) 町内における農業振興策について。

農地利用状況調査や利用意向調査を通じ、所有者等の農地利用意向の把握を行っており、また、担い手へのあっせんによる農地売買や賃貸借により、遊休農地の未然防止や担い手への集積につなげている。今後は、関係機関と連携し、加工向けの品種の試験栽培を予定しており、輪作体系や農業者の高齢化、遊休農地の解

消などの課題解決へつなげていくこととしている。

委員会から町長への質疑と、町長からの答弁は以下のとおりである。

質疑。

遊休農地の解消に向けた町としての考えは。

答弁。

毎年、農地パトロールにより利用状況調査を実施しておりまして、利用されない農地の所有者に対して、利用意向調査を実施しております。利用意向調査では、対象農地を今後どのようにしていくかを調査しております。農地を売りたい、貸したい等の希望があれば、農地のあっせんを登録して遊休農地の未然防止を図っています。

現在、遊休農地となっている農地は土地条件が悪く、農地利用が難しい土地が多く存在しており、現状として農地利用を推奨しておりますが、難しい状況であります。

引き続き、遊休農地所有者に対し、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携して、農地管理の指導等に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

4、まとめ。

遊休農地の解消や、非農地化した土地の管理等も含め、現在、特筆すべき施策の実施には至っておらず、非農地化後の荒れ地対策を早急に実施すべきである。環境保全の面からも重要な課題として捉え、解決に向けては町全体で取り組んでいくべき課題である。今後は、遊休農地の解消に向けて、新規就農者への町独自の支援体制の充実を図る取組を強く求める。

【七飯町水道ビジョン及び七飯町水道事業経営戦略の策定状況について】

1、調査の目的。

七飯町水道ビジョン及び七飯町水道事業経営戦略の策定状況を把握するため調査を行った。

2、調査の方法。

七飯町水道ビジョン、七飯町水道事業経営戦略、水道施設の耐震化及び水道管の更新状況、旧耐震基準施設に関する資料等の提出を求め、上下水道課長への聴取を行った。

3、七飯町水道ビジョン及び七飯町水道事業経営戦略の策定状況について。

水道施設の耐震化及び水道管の更新状況については、法定耐用年数（配水管40年、取水設備40年、導水設備50年、浄水及び配水設備60年）以上の年数が経過している施設や設備、管路があり、今後は維持修繕をしながら管路は耐用年数の1.5倍（60年）まで使用するなど平準化により、費用負担と施設の効率的な利用を図る計画となっている。なお、水道管については、更新工事により毎年度耐震化率を上げている一方、水道供給の元となる取水施設や配水施設は、今後、施設の耐震診断結果に基づき、必要に応じて耐震補強等を実施することとしている。

建設年次の古い主な水道施設については、表5のとおりである。

表5、建設年次の古い主な水道施設となっております。御参照ください。

4、まとめ。

耐用年数を超過している管路が多数あり、漏水率も全国平均、北海道平均より高い状況であることから、毎年度耐震性のある水道管への更新を行っているが、改定前の経営戦略における投資額では管路の更新は年1%ほどであり、約100年の時間を要す状況となっていた。しかし、計画の見直しを図ることで、当初の計画どおりの更新を実施しようとしている。

また、水道施設についても、建設から長い年月がたっており、水道供給の元となる取水施設や配水施設等における大地震等の災害発生時の影響が懸念されることから、更新対象を選定する際には、耐用年数のみならず耐震性を最重点に施設の重要度や給水人口等を総合的に勘案し、優先的に耐震詳細診断や維持改修等を実施する施設の選定を行い、早急な耐震化を図っていく必要がある。これらの状況とは別に今後見込まれる少子高齢化による給水人口の減少等により、水道料金収入の確保が厳しくなることが見込まれることなどを踏まえ、水道ビジョンによる水道事業のあるべき姿や経営戦略における投資と財政計画の見直し等を適宜行うことはも

ちろん、町民をはじめとする水道利用者に事業に対する必要性や理解が深まるよう、住民説明等をきめ細やかに実施することを強く求める。

【特環下水道汚水処理施設再構築基本方針策定状況について】

1、調査の目的。

特環下水道汚水処理施設再構築基本方針策定状況を把握するため調査を行った。

2、調査の方法。

特環下水道汚水処理施設再構築基本方針策定状況について、これまでの検討内容に関する資料の提出を求め、上下水道課長へ聴取を行った。

3、特環下水道汚水処理施設再構築基本方針策定状況について。

大沼下水浄化センターの統廃合に関する基本方針については、これまで幾つかのケースを想定し検討する中で、今後の維持管理や環境への影響、施工性等について比較検討した結果、大沼下水浄化センターを廃止し、（仮称）大沼ポンプ場を設置の上、函館湾浄化センターにて汚水処理を行う下水道広域化を図ることが最善の方法であるとしている。また、複数ある検討ケースに対し、コスト算定等の詳細な資料精査等を実施した。検討ケース一次選定及び二次選定については、表6、表7のとおりである。

表6、検討ケースの一次選定、表7、検討ケース二次選定です。御参照ください。

4、まとめ。

特環下水道の経営改善を目的とする汚水処理施設再構築基本方針策定状況に関する報告によると、大沼下水浄化センターの廃止について、令和12（2030）年度とし、函館湾浄化センターにて汚水処理を行う函館湾流域下水道への接続を令和13（2031）年度としている。今後は、北海道や構成市町及び函館湾流域下水道事務組合等と継続した連携及び調整を図ることが必要である。また、広域化に必要な財源や管渠のルート、管種や工法等の選定、国道や道道等の道路占有、JRとの協議が必要であることが見込まれており、今後の協議や負担の在り方、事業の進捗に関し、当委員会とし

て今後の動向について推移を注視していくこととする。

以上、委員会報告とする。

○議長（木下 敏） 議会運営例規第52項の規定により、本件に対する質疑を省略し、報告済みといたします。

委員長、お疲れさまでした。

以上で、常任委員会報告を終わります。

日程第4

出納検査報告

○議長（木下 敏） 日程第4 出納検査報告を議題といたします。

監査委員の報告を求めます。

神崎監査委員。

○監査委員（神崎和枝） 監査報告第7号、例月出納検査報告。

9月定例会に報告いたします例月出納検査につきましては、5月、6月、7月分の3か月分です。5月分につきましては6月26日、27日、28日、30日、6月分につきましては7月26日、27日、28日、31日、7月分につきましては8月25日、28日、29日、30日、31日に行っております。

会計課長及び上下水道課長より提出されました諸帳簿類の額と現金及び預金等の金額が釣銭を除いた額と一致しており、計数上の誤りがなかったことを御報告いたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。監査委員、お疲れさまでした。

以上で、出納検査報告を終わります。

日程第5

一般質問

○議長（木下 敏） 日程第5 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

平松俊一議員。

○10番（平松俊一） それでは、通告に従いまして、大綱4問質問を行いたいと思います。

傍聴に来られている方、それからライブを配信の方、見られている方、しっかりやりますので、よろしく願いをいたします。

1問目。

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の成立についての質問であります。

本年6月14日「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、7月に政府は認知症高齢者対策を強化していく方針を示したところであります。

厚生労働省の研究班の推計では、2025年には国内の認知症者は約700万人になるとされておりまして、高齢者の5人に1人が認知症となる予測が出ております。

認知症基本法は、認知症の人の基本的人権を尊重し「社会の対等な構成員としての個性と能力を發揮できるようにする」としており、国や自治体は、認知症の方が地域で楽しく安全に暮らせる施策を示すことが求められておりますが、当事者の暮らしは様々な制約や偏見を受け、生きづらさを抱えているのが現状であります。

また、私は令和3年6月の定例会におきまして、認知症や徘徊行動のある高齢者等が他人にけがを負わせたり、他人の財物を壊し法律上の損害賠償責任を負う場合に備えて、認知症の人を被保険者とする個人賠償責任保険に町が契約者として加入できないかという質問を行い、理事者側からは調査・研究をしていくとの答弁を得ております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。6点あります。

1点目であります。地方公共団体の地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するというふうに基本法に書かれておりますが、このことについてお伺いをいたします。

2点目。当事者の意見を聞く「認知症カ

フェ」「本人ミーティング」こういうことについての質問であります。

3点目。法にうたわれている公共交通事業者や金融機関、小売業者などに対しては、社会参加しやすくなる「合理的な配慮」ということがありますので、このことについてお伺いをいたします。

4点目。七飯町のSOSネットワーク事業の実績と現状について、お伺いをいたします。

5点目。搜索依頼が必要になった場合の対処法とその範囲についてお伺いをいたします。

6点目。個人賠償責任保険の必要性と効果についてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） それでは、御質問にお答えをさせていただきます。

1点目について。認知症基本法が成立する以前より、国が策定した認知症施策推進大綱、地域支援事業実施要綱における認知症総合支援事業並びに任意事業に定める内容に基づき、3年ごとに町が策定する高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に認知症施策を位置づけ、総合的かつ計画的に実施しております。

2点目について。認知症カフェについては、認知症カフェ運営補助金交付要項を制定し、平成28年4月1日より施行しております。今年度については、1団体が月2回程度実施しております。

本人ミーティングについては、認知症の同士の集い、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、これからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域の在り方を一緒に語り合う場ではありますが、現在、認知症サポーター養成講座を受けた方を対象にステップアップ講座を本年度開催し、ステップアップ講座受講者の中から地域包括支援センターに配置したコーディネーターとともに町の認知症事業に協力していただける方と、本人ミーティングをはじめとする新たな事業の実施について検討を行ってまいります。

3点目について。認知症基本法では、各事業

者等に対してサービスを提供するに当たっては、その事業の遂行に支障のない範囲において、認知症の人に対し、必要かつ合理的な配慮をするよう努めることを求めている。例えば認知症の方がバスに乘車したときですとか、買物に来られたときに困っている様子があれば、声かけなどの状況に応じた対応を可能な範囲で行う、または警察や役所などの関係機関へ連絡をするなどの個別対応を求めているものであり、現状においては、各事業者等が認知症の方へ適切な対応を行うことができるよう、実際に認知症の方が利用し対応に困っている商店や金融機関などへ、直接地域包括支援センターの職員が出向き、対応方法についてアドバイスを行うなどの対応を行っております。

今後につきましては、各事業者の方の理解を得て、従業員向けの認知症サポーター養成講座を開催していきたいと考えておりました。今年度においては試行的にですけれども、福祉課の職員に対してサポーター養成講座のほうを実施しております。

4点目について。当町においては、平成22年8月3日に七飯町高齢者安心ネットワーク事業実施要項を制定し、行方が分からなくなる可能性がある高齢者等が実際に行方不明となった場合に、速やかに対応を行うことができるよう、認知症の人の特徴、顔写真等の情報を事前に登録していただき、警察と情報を共有するとともに、実際に行方が分からなくなった際に、協力者として登録している方へメールにて捜索協力の依頼を行う事業を七飯町独自に行っております。

また、平成29年度からは、渡島保健所、北海道警察函館方面本部生活安全課、函館市保健福祉部高齢福祉課が事務局となり実施している、函館地区高齢者のためのSOSネットワークの捜索協力機関として、警察に捜索届があった方の情報を直接警察からファクスにて受信し捜索協力を行うことになっております。

この3か年の対応状況としては、町からメール配信を行った実績はありませんが、警察から情報提供があったケースは、件数は令和3年度

はなく、令和4年度に2件、本年度につきましては既に3件ありまして、町が捜索協力を行う前に無事発見に至っておりますが、発見された後に地域包括支援センターの職員が直接自宅訪問を行いまして、生活状況の確認等を行い、サービスの利用や病院受診などの対応を行っております。

また、令和4年度からは、衣類等に貼り付けた二次元コードを読み取ると家族等に連絡できる一人歩き高齢者見守りシール配布事業を開始し、今年7月末現在で9名登録され、これまで1名の方が実際保護に至っております。

5点目について。捜索依頼が必要になった場合には、まずは警察へ捜索届を出すとともに、町から協力者へメールを一斉配信し、もし広範囲の捜索が必要である場合には、七飯町遭難対策に関する実施要項に基づき、家族等からの要請を受け、役場で捜索隊を編制し捜索を行うことになっております。

6点目について。個人賠償責任の必要性と効果についてですが、民法713条において「精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態のある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない」とされ、同法第714条においては「責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」とされています。

2007年に発生したJR東海における認知症の人が線路に入って電車にはねられて亡くなられた件では、JR東海が同居していた妻と別居の長男に対し損害賠償請求を起しましたが、最高裁判所において、妻、別居の長男ともに監督義務者に準ずべき者に当たらないとし、損害賠償請求は棄却されましたが、事案によっては監督責任を問える客観的状況があると判断されれば、責任を問われる可能性も否定できないことから、当町としましては監督義務者に当たる認知症の人の親族等が個人賠償責任に加入しておく必要があると考え、町のホームページのほか安心ネットワークへの登録申請や地域

包括支援センターに相談があった際に個人賠償責任保険への加入について周知のほうを行っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） ありがとうございます。

今回の質問は、実は私の家の近所で御夫婦で奥さんはかなり認知症が進んでられる、旦那さんも少し出かかっているという御夫婦が毎朝散歩をされてました。そのときに奥さんがいなくなったと。一緒に歩いていたはずの家内がいなくなったと私がそばを通ったときに確認をしまして、一生懸命探して歩いたのですけれども、40分くらいたってからかな、いつの間にか奥さんは家に帰っていたということがありました。ところが、この御夫婦が自宅から散歩されるコースの途中に線路があります。線路をまたぐときに、遮断機はあるのですけれども周りに人家もなく、無人踏切といいますかね、そこを通るといことなので、ちょっと気が気でなくて何回も見回ったというケースがありました。それと、もう10年くらいたつのでしょうか、町内で用水路か何かに認知症の方が落ちていて、二日ぐらいたってから亡くなっているのが見つかったという事例がありました。これを思い出しての町の対応がどうなのかなということで、今回の質問をされております。

御説明はよく分かりました。随分前から見ると、いろいろな面でカバーされているなどということは分かるのですが、今私が実例を説明したときに、最初にどうしようかと思って考えたときに、この奥様は例えばGPSのサービスとかそういうのを受けてない。旦那さんも全然そういうことは知らなかった。それと、例えば警察が第一義というのですか、まずいないので捜索をしてもらいたいということを誰かが警察に言わない限り、警察は当然動かないということですよ。だから、このときに何時間も時間がかかっていたら、落ちてしまったりひかれてしまったりする可能性があるわけです。

そこで、お聞きしたいのは、今のシステムだ

けではやはり相当な穴があると私は思います。例えば、一斉メールというのがありますね。それから地域限定したメールというのがあるのですよ。皆さんも経験あって分かると思うのですけれども、ミサイル撃たれたというときに、全国的に一斉に鳴ってびっくりした例がありましたけれども、あれをぐっと狭くして、例えば2キロ、3キロ範囲の携帯を持っている方に一斉に、今こういう特徴のある方が行方不明になっているので、ちょっと窓を開けて見てくれませんか、車止めてその辺見てもらえませんかというような、そういうことが最初にあると随分違うと思うのですけれども、警察が動き出した頃にはもう既に取り返しのつかないことが起きているという可能性もあるので、今までのサービスにさらに上積みする、そういうことをちょっと検討できることなのかどうかお聞きしたいというのがまず大きく1点、再質問させていただきます。

それから、個人賠償責任のことなのですが、先ほどの認知症の方が行方不明になった、捜索が必要になったというそのときと同じ条件でありますけれども、知られてない。本当にそういう仕組みがあるということは、当事者になってから地域包括の方から聞いたりとか、役場と関わり持ってからやっと分かるということなので、役場と関わりのない方にどうやって伝えるかと。広報紙だとか、そういうことには書かれているのですけれども、皆さんがきちんと隅から隅まで読んで、分かっているか。これはなかなか難しいと思います。例えばその辺の、もう少し情報の伝え方、町内会長さんが集まる機会にぜひこういう簡単なことを、こういうことときにはこうなるのですよというようなことを伝えてもらう、回覧してもらう、そういう努力ももっともっと必要ではないのかなと思います。出来上がっているものは確かに立派で役に立つ仕組みなのですが、知らない人が多すぎると、この点についてどういう対応ができるのか、再質問をさせていただきます。

それから、認知症カフェと、ちょっとごめんなさいね、順番ばらばらになってしまいまし

た。本人ミーティング、この辺がまだまだ足りてないと思いますが、このことについてどういう取組を今後していこうかと、具体的なことをちょっとお聞かせを願いたい。

それと、最後になります。公共交通社とか金融機関、小売業者、御説明がありましたけれども、ちょっと具体的に僕は分からなかったのですけれども、例えば商工会とかそういう組織に包括センターの方が出向いて、こういう方がお店に来られたときにはこういうふうな対応をお願いできないでしょうかとか、何か実践的なことをどのように対応されるのかをちょっとお聞きします。

以上です。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

メールの問題なのですが、答弁の中でもお話しさせていただいたとおり、平成22年から町でもメールの配信を行っております、今現在も続いているのですけれども、やはりこのメールの配信も非常にちょっと課題がありまして、即時に配信、誰がするかというところがやはり非常に難しい。いろいろなシステムを整えたとしても、ではどこにその情報を伝えて配信するかというのが非常に課題となっております、どうしても今この運用がやはり我々福祉課のほうの地域包括支援センターではないと配信できないシステムというふうになっておりまして、どうしても即時に対応できるのが平日の日中の時間帯になってしまうという課題があります。そのような中で、やはりいつこういう方々、認知症の人がいなくなるのかというのは日中夜間問わず発生する可能性もあるということで、我々のほうとしてはやはり警察と連携をしていくのが一番早いだらうということで、警察とも平成29年度から、このような形で捜索協力依頼の機関というふうになるようにしておりますし、対象となる方にもまずはためらわずに警察へすぐ連絡しましょうと。その後については、役場のほうでも可能な範囲でいろいろな方に協力を求めて捜索の協力をしていきますのでとい

うことで、まずは警察のほうにということで、我々のほうでも事前に七飯交番にこういう方が今登録されていますということで、情報の提供をさせていただいて、できるだけ速やかに運用できるような体制を整えているというところでございます。

二つ目の情報の伝え方ということも御質問あったかと思えます。その点につきましては、我々も非常にやはりそこも悩みを持っておりまして、やはり幾らいろいろな形で伝えても、先ほど議員おっしゃられたように、やはりその場になって、その場というか、その身になってみないとなかなかそういったものが記憶に残らないということも現実にあります。ただ、そうはいっても、我々もやはりそういったところはいろいろな機会を通じて、先ほど議員からお話ありましたように、いろいろな場を通じて情報を伝えていきたいと思えますし、あと地域の事業者様につきましても、先ほどお話しした認知症サポーターの養成講座をできる限り御理解いただいて開催して、その中で認知症の特徴ですとか対応方法などについてもお話しさせていただいて、御協力をお願いも含めて、そのような講座の開催を推進していきたいというふうに考えております。

あと、本人ミーティングの問題なのですが、これもやはり当事者の方が積極的にこの話合いに参加していただくような仕掛けというところも必要になってきますので、そのあたり我々のほうで、七飯町内のそういう当事者の方で社会参加も含めて参加していただけるような取組を進めていきたいなということで、ちょっと地道にはなっていますけれども、認知症カフェ等も活用しながらそういった当事者の方が参加できるような場も考えていきたいと思えますし、まだ具体的ではないのですが、来年度以降に実際に若年性認知症になられた方で、七飯ではないのですけれども、呼び出して、そういったお話をさせていただく機会、当事者の方が実体験としてお話をさせていただく機会なども開催していきたいなということで今検討しておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） ありがとうございます。

認知症という、例えば赤のものが白に変わったかとはっきりしたものと大変皆さんやりやすいのでしょうかけれども、普通に見えて実はいろいろな今までにないような行動を取りだして、それからいろいろな診断をして認知症と分かったりするわけですね。ですから、過渡期というのですか、はっきりしないまでの間に多分何かいろいろなことが起きてしまう可能性がかなり高いと。だから、先ほど私が例に挙げたのは御夫婦なものですから、本当に誰かがきちんと見てあげないと分からないですね。お子さんもあまり家に寄りつかないという御家庭なものですから、周りでもとやかに言うのもどうなのかなと。ですから、はっきり何かそういう症状を確認したときに、包括支援のほうとかに、あそこの家庭はちょっと危ないのでちゃんと見てあげてくださいとかというふうに、皆さんが見てくれるといいのですが、分からないうちにどんどんどんどん進行していってしまうと。それをどうやってカバーするかというのが一番難しいところですね。それと朝の散歩ですから、皆さんが通勤時間とか何とかで、結構見ている人はいるのですよね。ただ、だからといって、捜索になったときに、さっき何時何分のときに間違いなくいましたよとか、そういう情報がすぐ集まるわけでもない。本当に何か、朝子供の見守りやっていると、歩いてこられる方の反応がちょっとこういう方なのかなと思う方も自分のそばを歩いていたりするものですから、何か自分自身ももうそういう年になってきたので、いずれ自分が何かそういう域に入っていくときに、周りがどうサポートしてくれるのかということは身につまされる思いで、今回の質問しているわけですが。

本人ミーティングというのは、これいろいろな研究機関でやっているのですけれども、私もこういう方と何か場をつくってということではないのですけれども、お宅に行って話ししている。最初はすごくぼやっとしているのですけれど、

話しているうちにだんだんだんだん流れが出てくるというか、要はリハビリしっかりとやっていくと、ある程度まで戻っていくという研究結果は相当出てますよね。だから、こういうことに対して、町がどういうふうに関わっていくかということがちょっと説明足りなかったように思いますので、今後のことについて、本人ミーティング、どういうふうにしていったらいいのか。

それから、商業者、それから公共交通の方には、講座などに参加してもらってということをおっしゃってましたけれども、これはなかなか行けませんよ。例えばDVDをつくって、こういう人のときにはこんなふうにと、いつでも誰でも見られるようなものを制作して配るだとか、そういう工夫ができないかどうか。

それと、一番こだわっているのは、認知症と登録されてしまえばいいのですけれども、登録前提のものであれば、ほぼ役に立たないと私は思っています。だから、登録できないでも何かできる仕組みというようなお考え持てないかどうか、再々質問させていただきます。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（谷口真樹） 本人ミーティングについては、今議員のほうから御提案あった内容も含めて、私たちもどのような形で取り組めればいいのかというのが、まだまだ新しい仕組みでございまして、この管内でもまだ取り組んでいる市町村というのがほぼない状況で、先日新聞でも札幌市で取り組んでいて、3人ぐらいの方が、当事者の方が集まってお話をされたりというようなところもあったりするので、もう少し私たちもいろいろ全国的な取組、あと先ほどお話ししました実際の当事者の方に来ていただいてアドバイスをいただいたりとかということで、前向きに対応のほう検討してまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。

あと、認知症サポーター養成講座、実際に町でやりますとってやはり皆さんに来ていただくのは実質難しいと思います。ですので、逆にこちらから出向いて、事業者の皆様のほうで御

都合いい時間に少人数でもできる講座なのですね。それで、国のほうというか、サポーター養成講座を実施している大本の団体のほうから実際DVDなども配布されているものですから、そういったものも活用しながら、できる限り事業者様の都合に合わせた形で開催できるように取り組んでいきたいなというふうに思っております。

あと、やはり潜在的な方々の問題については非常に課題が大きいので、もう少しそのあたりも私たちも実態を地域包括支援センターの職員ともに考えていながら様々な、また取組なども検討してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどまたよろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 1問目を終わります。

○議長（木下 敏） 質問してしまつて。

○10番（平松俊一） そうですか。それでは、2問目に移ります。

ゼロカーボンシティを目指すことについての質問であります。

七飯町施政方針の中で町長はゼロカーボンシティを目指すことを表明しておりますが、これは排出する二酸化炭素量を減らしつつ、森林などによる二酸化炭素の吸収量を増やすことで実質ゼロを目指すことであります。関連する施設の見直しが必要となってきます。

今年度、図書館や町民体育館、プールの建て直しを前提に協議会を立ち上げましたが、この際に、このゼロカーボンシティを目指すことはどのように生かされていくのか。また、現在町内で処理されているごみやリサイクル施設などに関しましても関連することとなります。

コンパクトシティ、ゼロカーボンシティなど、環境保全や循環型社会の構築に向けてどのように対応していくのか、次の点についてお伺いをいたします。4点あります。

1点目、今後計画される公共施設の建設について。

2、既設公共施設について。

3、現状把握、ゼロカーボンシティ実現に向けたシナリオの検討、地域の合意形成につい

て。

4点目、グリーンボンド、これは環境債というものなのですが、を北海道と共同発行することについての質問であります。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

11時15分、再開いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

平松俊一議員の質問に対する答弁より入ります。

環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳収） それでは、1点目の今後予定する新築事業について。

国の地球温暖化対策計画により、地方公共団体も政府実行計画に基づき実施する取組に順次率先的な取組を実施することとされております。

七飯町は令和4年策定の七飯町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に、今後予定する新築事業については従来の建物に必要な基準、一次エネルギー消費量に対し50%以上の一次エネルギー消費量の削減を達成した建物、いわゆるZEB Ready相当にすることを目指す目標を掲げており、今後計画される公共施設の建設はZEB Readyを目指すものでございます。

2点目の既存公共施設についても、大規模改修や長寿命化等の際には、脱炭素化やエネルギー自立度の向上が求められており、新築建築物同様、ZEB Ready相当を目標とすることとなっておりますが、既存公共施設の用途、エネルギー消費状況、建物構造、築年数、施設規模を調査・分析を行い、実現可能性を踏まえ対応していく必要があると考えております。

3点目の現状把握についてでございますが、現在再生可能エネルギー導入に関する七飯町の実態調査及び2050年までの二酸化炭素排出

量実質ゼロを目指す再生可能エネルギー目標を作成しているところであり、令和6年2月には再生可能エネルギーごとの導入目標、再生可能エネルギー施設の設置目標、脱炭素目標達成のためのロードマップなどの現状が把握できるものでございます。

ゼロカーボンシティ実現に向けたシナリオの検討については、今年度現状把握したデータを基に、来年度策定の七飯町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、将来ビジョン、排出量の将来推計、推進体制の構築、再生可能エネルギー導入目標を定め、具体的なゼロカーボンシティ実現に向けたシナリオを検討してまいります。

地域の合意形成については、ゼロカーボンシティ実現に向けたシナリオに位置づけて、再生可能エネルギー導入目標を達成するため、地域創生につながる再エネ導入を促進するための促進区域の設定も想定されます。促進区域は、例えば太陽光発電区域、バイオガスプラント区域など、エネルギー種別ごとに設定することとなり、その設定が考えられる地域の環境配慮や経済、社会の持続的な発展を考慮することから、その想定区域の地域住民や関係機関への意見聴取を行い、地域の合意形成を図るものとなります。

4点目のグリーンボンド、環境債について。

七飯町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標達成のための手段の一つとして、再生可能エネルギー活用等における地域の脱炭素化を持続的に展開する事業体の自立的な普及を促す取組が鍵となると考えます。こうした事業体が自立的に普及するためには、事業体や七飯町がグリーンボンドなどにより調達した資金や地域の資金を活用し、効率的に脱炭素化事業を実施する取組を強力に支援することが大変有効な手段であると考えられ、地域における脱炭素化を推進する事業体には脱炭素化効果に加え、地域経済循環も期待できると考えられます。七飯町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定の際において、専門家や有識者で組織する（仮称）七飯町再生エネルギー導入検討協議会

において、北海道と共同発行するグリーンボンドも含め、多角的な資金調達が検討されるものと考えてございますが、現時点ではグリーンボンド発行体の北海道から事業内容や参加要請など、具体的な手続が示されていないことから、今後北海道から発行条件や資本金体など示された後、財政負担の軽減につながるなどメリットがある場合は検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） ありがとうございます。

今調査検討中であるということで、具体的な話はここでは進まないのかなと思いますけれども、次に質問する図書館のことなども含めて、公共施設をどうするかという問題を今検討しているときに、大前提になるのはこのことだと思うのですよね。それから、リサイクルの施設など古い昔のごみの焼却場あるところですね、ああいったものも当然こういう二酸化炭素を排出しないやり方に切り替えていかなければいけない。それと、この議場、大分適温に近づいてきましたけれども、先ほどまでは寒いくらいでした。この役場庁舎のコントロールはできないのですよね。エアコン入れるか切るかだけなのですよ。何度に設定するという装置はもう壊れますから。非常用の発電機も、動かせばこの議場の電気は何とか間に合うけれどもほかの業務は全部止まるという、非常用の発電機なので、ブラックアウトのときに分かりましたけれども、だから、そういうことも含めて、やらなければ駄目なことたくさんあるのですよ。だから、調査検討してます、これは分かります。現状どうなっているか分からないのに、あれもやります、これもやります、それはできないでしょう。ただ、やらなければ駄目だということが前提になっているわけですから、それであれば、いろいろなものを検討するときに、この今の現状がこうだから、それは後からでもいいと言ったら変な言い方ですけども、何をしなければいけないかということをお先に考えておく。

一番最後にグリーンボンドの話をしました
が、これはまだ道内でもたしかそんな何か所も
手を挙げてないと思うのですけれども、七飯町
がやる気があるのであれば、こういう施設にこ
れだけのことをしますという計画を立てて、積
算をし、必要経費が出てくれば、5億円を最高
にして何か環境省のほうで窓口になってまとめ
てくれる、そういう制度、それから、それにも
し足りない場合にはこういうグリーンボンド使
えるという仕組みになっているはずですから、
積極的にこういうふうにしたいということをつ
くり上げて必要経費を積算し申請をしておく
と。債権ですから、これは返さなくてははいけ
ないですよ。目的がもうはっきりしたものに
お金を調達して、それでそれに向かって動く
と。これはやる気の問題だと思うのですよ。そ
の辺、姿勢がちょっと何か弱いなという印象
があるものですから、今回この質問をしてい
るのですが、本当にこの建物一つにしてもや
らなければ駄目なことたくさんありますから、
こういう支援策が出てきているときに、本
当に早くやる必要があるということと思う
のですけれども、町長、この点について、
町長が最初に施政方針の中でゼロカーボ
ンシティを目指すとおっしゃったのですから、
具体策は今各部署でいろいろ一生懸命調
査されているのでしょけれども、ちょっと
心意気といいますかね、来年には専門家の
意見とかがまとまって出てきますとか、
そういうレベルでいいのでしょうか。も
っと先行して、やれるところからどんど
んやっていくみたいな、そういうお考え
ないのか、そのことについて。

それから、現状把握ですね。何回も言
いませけれども、この建物だとか、そ
ういう既設の施設、それからこれから
建てられる施設、既設の施設の二酸化
炭素の排出量というのは何か電気の消
費量だとか、例えば灯油の量だとか、
そういうもので割と大ざっぱに早く出
るはずだと思うのですけれども、専門
の調査機関のデータを待たないと全
くあれですかね、将来役に立たない
とか、そういうお考えなのですかね。
大ざっぱにばっばっばと出るのでは
ないかと思うの

ですけれども、その辺の認識をちょ
っとお伺いをしたいなと思います。

これをやり遂げるには、役場が幾
ら頑張ってもやはり民間と一緒に動
かないと、これは駄目なことです。
民間にどういった協力要請をして
いらっしゃるのか、この点について
も再質問したいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳収） それ
では、まず1点目の財源、今後、今
環境省等からのいろいろなもの、補
助等ある中、そういうグリーンボ
ンドも活用しながら既存の施設等、
新築施設、いろいろとZEB化して
いくという御質問かと思

います。そういった中で、今私ども
の役場の公共施設について、国で
示された、いろいろと二酸化炭素
量このぐらいになりますよという
計算をするソフトがございまして、
そういった中で各施設の大まかな
二酸化炭素排出量であるとか、エ
ネルギー消費量というものを計算
してございまして、そういったもの
を今後いろいろなものを活用しな
がら、環境省とか国交省とか経済
産業省とか、いろいろなところで
ゼロカーボン絡みの交付金、補助
金ございまして、そういうものを、
施設の改修する方向性を定めたら、
そういうものを活用しながら、あ
と、先ほどのグリーンボンドも含
めて、そういうものも活用できる
ものであれば活用しながら、いろ
いろとZEB化に向けては進んでい
きたいという形ものが検討、うち
の事務事業編ではうたわれてござ
いますので、そのような方向では
進んでいきたいと考えてございま
す。

あとは、民間との部分のところ
でございませが、今、来年度策定
する七飯町地球温暖化対策実行計
画（区域施策編）でございませ。
こちらが七飯町全体の今後の二
酸化炭素排出量に関するゼロカー
ボンに向けた動きを具現化していく
ための計画でございませ。こちら
において、こちらは町、あと民間、
あとは町民の皆さん、皆さんで
一丸となって取り組んでいくもの
を今後これを計画にまとめていく
というところでござ

いますので、そういったところで今七飯町の二酸化炭素排出量全体的にこのぐらいあって、森林でこのぐらい吸収されてますと、そういった中で、ゼロに向けてこういうことが必要だということを、この区域施策編でまとめてまいりますので、そういった中で、それぞれ七飯町の役割、民間の役割、町民の役割というものを計画で示していきたいと、ございますので、そういった中でいろいろと民間の皆さんであったり、町民の皆さんであったりという形で御協力を得ながら進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） ありがとうございます。

環境省が既存のビル改修に向けての省エネを底上げするというので、効率のいいものに替えていくことに対する補助金というのが上限5億円、ただし、建物であれば1万平米以上、こういうものがあるわけですよ。3問目とかぶるかもしれませんが、私は前にこの役場、それから文化センター、こういうものの間に図書館なりプールなり体育館なりをくっつけて、一緒にやっていったらと、こっちは五千何百平米、向こうが六千何百平米、足せば1万平米超えるわけですよ。そのほかに、この間に建物が四、五千平米のものが建てば、十分こういうものに合致するわけですね。そうすると、最大5億円ぐらいまでの補助金がもらえるというのを環境省でもうやっているのですよね。だから、例えば、こういうことを想定してやっていったら、ただ単に調査してから、恐らく太陽光パネルを屋根に上げますとか、それからこういう古い建物であれば、高断熱のサッシに取り替えるだとかと、そういうことは出てくるでしょうけれども、私が何回も言っているのは、将来に向けて今やるべきことというのが、ちょっと町長の認識に欠けていると思うのですよね。なぜかといったら、建物を統合するというのに対して、何か、何とおっしゃいましたかね、そういう奇抜なおっしゃいました

かな、何か、「飛躍したものは考えてない」ということを前に質問したときにお答えになっているのですよ。けれども、よくよく考えれば、こういう古いものを再生するのと新しいものをくっつけてやっていくほうが、補助制度にも合致するはずですよ。きちんと確かめられないので、こういう例がないですから。古いもので1万平米以上のものはすぐ条件合えば出るのですけれども、それにくっつけて、二つの建物を一対にするだとか、そういうことはうたわれないので、合致するかどうかというのはこれから聞かなければ分からない話なのですけれども。ずっと効率がよくなると、私は思っているので、何回もこの質問をするわけです。

ゼロカーボンを目指すというのは、簡単なようでそんな簡単にできる話でもないです。本当に多種多様なことを民間の大きな事業者さんとかの協力も必要ですし、役場がやっていることで、何%ぐらいカーボン減らせるかといっても、大した量ではないはずですよ。ただし、七飯町は森林が結構あるので、これで大分助かる面があるわけです。

調査中だというものに何を答えろと何回も聞いても出てこないでしょうけれども、私が今言いました環境省の既存ビルの改修に対する補助金だとか、こういうことというのはお考えになりながらやってますか、今。この点について、再答弁をお願いします。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳収） 今、例えば直近で考えられている図書室であったりとか、体育館であったりというものについて、そういったものも当課のほうから各部署のほうに、各省庁のこういう改修したりこういうものを導入したら、こういう交付金が対象になりますよというハンドブックを環境省のほうから入手いたしましたので、そちらについては各担当となる部署のほうに配付させていただいており、その中でどういう設計、どういう設備を導入するか、そういうのも検討の中で、こういうものを入れればこういう交付金使えるよというものも検討委員会の中で話しされて検討されていくものと、

私は考えてございまして、以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 担当課長はそういうふうに期待できるようなお話でしたけれども、町長どうですか。これ、町長がこういうふうにやりますとまず言わない限り、みんながこれを前提に考えないですよ。この環境省のこれを取るためにやるのだ、それからバリアフリーだとかそういうことをやるためには、文科省でも何か出てるのですね、その補助金というのが。だからこういうものを全て頭に置いた上で、どうすることが七飯町の今後の負担を減らす、カーボン削減することにつながるかということを出だしが一番大事なのですよ。何か小さなものつくってしまった、あれもある、これもある、それぞれやりましょうというのだったら、時間も手間もかかる割には大した結果得られないはずですよ。だから、最初に大きな流れを、こういう方向性をやるということをしちんと町長示すべきだと思うのです。町長、いかがですか。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 今日はちょうど北海道東部地震から5年ということで、ブラックアウトになった日でございます。その後、そのときに役場庁舎内の自家発電装置がこの議場を災害に遭っても議会が行われるようにと、当初は議場を中心にした発電機だったということが分かりまして、その後、平松議員先ほどお話ししましたけれども、その部分については、その後、切替えをして、きちんと災害防災対応に使えるように電源の切替えをして、今対応をしているということですので御理解いただきたいというふうに思います。

また、昨年度から、今ゼロカーボンに向けて、あるいはまた省エネルギーに向けて、各公共施設のほうのまずは手をつけられるところということで、LEDの照明の切替えを各施設順次行ってきております。これは、議会のほうにもお示ししますけれども、事前に各施設の調査したものから、まずはそのときの財源だとかそういうものを考慮した上で、手をつけられるところから順次施設のほうをLED化に今切り替

えてきているところでして、今年度も大中山中学校の体育館だとか、七飯中学校の体育館、今事業を進めさせていただいているところでございます。

そしてまた今後、図書館、スポーツセンターの今ちょうど基本構想、基本計画の策定ということで、委員会を開催させていただいて、その計画づくりに進んでおりますけれども、その中では、コンパクトシティ含めて、今使えるもの、省エネ、ZEB化の補助金だとか、その時代に合った国から出ている補助金、有効な活用を考えながら、施設の規模とそれから施設の結局建築費の部分も関係してきますので、そういうものも十分に踏まえた上で、時代のそれに即したものをつくっていききたいというふうに考えている部分は、議員と考え方としては同じでございますので、古い考えでつくるのではなくて、今の時代に合ったものを研究して、そして有効な財源を利用して、活用させていただきながら、今後の図書館、スポーツセンターが重点になりますけれども、それ以外の施設の改修についても十分検討してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 妥当な御答弁かと思うのですけれども、私平松が聞きたいのは、町長がどういう強い意志を持って、こういうことに向かっていくのかということがちょっと感じられないので、今回質問をしつこくしているわけなのです。

道南のある小さなまちでは、木質系のバイオマスボイラーが、これを補助金でチップをつくる、木を砕く装置を装備したのですが、ほとんど町の持ち出しがなく環境省の補助金で間に合ったと。1億円近い機械、ほんの少しお金払っただけで買えたのですよ。これは全国に先駆けて、私のまちがそれをやりますということをやったので、それを見て後から手を挙げた人たちは、もう予算がありませんと言われて駄目だったのです。

やはりトップリーダーとして、2万8,000人の町民のまちをこれからどうやってつくり上げていくかという、強い意志をやはり示すべきであります。それをもって、職員の方も一生懸命動くはずなのです。何かぼやっとしたものの話だけであれば、なかなか動かないのかなと思いますので、一言だけ、もう一度答弁をお願いできないでしょうか。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） それぞれのまちの地域資源もあると思います。地域の産業、地域資源、それらを活用して、そのまちに合った仕組みのものを取り入れていく、そしてゼロカーボンに向かった、そういう地域資源があるのであれば、それらを活用して進めてまいりたいというふうには思っております。

七飯町につきましては、森林の林業のほうの部分で、まだ安定して生産するというような事業者も町内にはおりませんし、隣近所のまち含めて協力を得なければならないかなというふうに思いますし、今後自然エネルギーの導入ということもありますけれども、地形などもふさわしいかふさわしくないかというようなこともございますので、まずは公共施設のほうの省エネ化、LED化だとか、そういうものを図りながら、まちの資源を見い出して、今後つくる地球温暖化対策実行計画の中で、委員さんがいろいろな御検討もしていただいて計画ができるわけですから、その中で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） ありがとうございます。

3問目に移ります。

図書館建設等を地域活性化の核にするこゝについての質問であります。

道内には書店がない自治体が4割ほどあると言われておりますが、当町もその一つであり、全国の人口当たりの図書貸出冊数の平均より北海道においては3割少ないとのデータもありま

す。書店数の急激な減少の中で、公立図書館は地域の知の拠点としての役割が一段と増しております。

こうした中で、図書館は地域活性化を担う施設と位置づけられ、全国的に増加傾向にあり、中には年間100万人超が訪れるテーマパーク並みの集客力を誇る図書館も現れております。観光ツアーのコースにも加えられ、地元の宿泊施設では4割以上宿泊者が増えているということもあります。

地域住民の結節点ともなる図書館をどのようにつくり上げていくのか、次の点について伺いたしたいと思います。5点あります。

1点目、図書館建設等を地域の活性化の拠点とすることについて。

2、司書さんが小中学校に定期的に出向き、利用を促すことについて。

3点目、公共サービスの情報発信と関連書籍の紹介を行うことについて。

4点目、地域の情報センターとしての機能強化を行うことについて。

5点目、飲食店などの民間施設を併設することについてであります。

お願いします。

○議長（木下 敏） 生涯教育課長。

○生涯教育課長（竹内圭介） それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、答弁に先立ちまして、図書館建設の内容につきましては、平松議員も御承知のとおり、本年度立ち上げられた町民などからなる七飯町社会教育施設（体育館、図書館）の整備検討委員会にて、整備の基となる基本構想、そして基本計画の策定に向け検討していくこととしております。

6月に1回目の委員会が開かれ、検討が始まったばかりのため、詳細まで協議がなされていないことから、大まかな部分でお答えをさせていただきますので、御了承願います。

それでは、まず1点目の図書館を地域の活性化の拠点にすることについてでございますが、6月に開催されました整備検討委員会での各委員からの意見、また近年整備された全国の各図

書館の傾向などを踏まえますと、現在の図書館にはただ本を貸すという機能だけではなく、図書館を利用する子供から高齢者までの幅広い世代の人たちがゆったりと滞留し利用する中で、様々な交流が図られる地域コミュニティーの拠点としての機能が強く求められているというところでございます。

町としましても、新たに建設する図書館につきましては、このコミュニティー機能はととも必要なものだと考えておりますし、また様々な交流活動が活発に行われることにより、地域の活性化にもつながっていくものというふうに考えております。

次に、2点目の司書が小中学校に定期的に出向き利用を促すことについてですが、図書館法の定めにもあるとおり、「市町村が設置する公立図書館は学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資するように留意し、学校図書室などと緊密に連絡、協力すること」となっております。図書館整備に当たりましては、児童生徒たちに対して、図書の普及を図るため、学校そして学校図書室と連携しどのようなことができるか、これから検討してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、3点目と4点目については、合わせてお答えをいたします。

図書館は図書資料のほかにも郷土資料や地方行政資料など、地域やまちの文化・歴史に関する資料などを収集、保存、蓄積し提供すること、これも図書館の役割の一つとなっております。これこそ平松議員がおっしゃる地域の知の拠点であり、地域の情報センターとしての機能に当たるのではないかと考えております。

新たな図書館ができたときには、さらにICTを活用し、積極的に七飯町の地域情報をはじめ、まちの様々な魅力などを発信してまいりたいと思っております。

また、その時々で社会的に関心の高い時事情報などにつきましては、関連する書籍があればコーナーを設け展示をしたり、あと相談などがあれば書籍などを紹介するといったサービスの向上に努めるような図書館にしたいと

考えておりますので、御理解願います。

また、5点目についてですが、図書館整備を検討するに当たり、町としましては、まず第一に図書館業務を行うために必要な機能、そして図書館の利用促進を図るために必要な附属機能、この2点を優先して考える必要があるというふうに思っております。これらを踏まえ、今後整備検討委員会の中で、民間施設の併設なども含め、新しい図書館が地域コミュニティーの拠点としての役割を果たしていくためにはどのような機能が必要なのかということを検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） ありがとうございます。

私が一番言いたいのは、協議会でなかったでしたか、検討委員会でしたか、委員会ですか、失礼しました。どういったメンバーの方がどういった条件で選ばれて、これからどういった協議をするのか、議員が口を出すというのははばかれることなのかもしれませんが、先ほど2問目でも町長にちょっと何回も聞きましたが、やはり大きなこういう施設をつくる場合に、今必要なものに対してどうなのかと、それは当然当たり前前の検討内容です。ただし、文化・芸術だとか、それからまちの活性化ということになれば、もっと別な専門家を入れないと、そもそも視点が違うのではないのかなと私は思っています。なぜ言うかといったら、全国の100万人から、図書館にですよ、1年間に100万人の利用者が訪れると。これみんな本借りているだけでもないのですよね。その施設を見に来る人たちも含めての100万人なのです。観光バスが寄るのですよ、その図書館を見に。周りの波状効果というのですかね、人がたくさん来るからいろいろなものがやはり活性化していく。地価も上がっていく。こういう効果がある。道南にないようなものを七飯町が目指すと、道南に40万人からの人が住んでいるわけですから、こういう人たちが毎週来なくても、月に一

遍でも二遍でも来てくれるような施設になるだけで、町内がいろいろな意味で活性化してくると。だから、こういうことを前提に、こういう施設をつくりましょうということが出されてないので、私言っているのです。2問目のところでも、結局国の補助制度、こういうものを使うということがこの図書館建設のところで町長の説明などでも今まで出てます。出てますけれども、大きな金額の助成金には合致しない考え方ですよ。だから、やるのだったら、本当にこういうものをつくって来てありがたいなど、後で思えるような施設をつくるべきだと思います。どうもその点が足りてないと思います。普通に町民の意見を聞きます、委員会をつくりました、そこで出てきたものに対して補助金を探して建設をしていきますという答弁ですよ、今までは。だから、そういうことではなくて、こういったものをつくるのだとはっきりした大目標をやはり示すべきではないですか。今そういう世の中ですよ。人口も減ってくる、子供も減ってくる、そういう中で、大きい施設をつくることはどうなのかという趣旨で前に質問したときには、町長がコンパクトシティを目指すとおっしゃってました。私は建物の大きい、小さいではなくて、それがどう利用できるかということが一番大事だと思いますよ、コンパクトシティの基本的な考え方。例えば、この役場、あと何年たったら建て直す気なのですか。私が文化センターとこの役場、この間に図書館、スポーツセンター、体育館をつくったらどうですか、検討したらどうですかと言ってるのは、これをさらに30年、40年使ったほうが安くないですか。まして、今エアコンも駄目だ、暖房も駄目だ、発電機は何かちょっと小細工をしたら非常用の発電機としては使えますという説明はありましたけれども、これでこれから30年、40年使っていけないですよ。そこまで含めた図書館になったほうがよくないですか、どうせつくるのなら。何かもう既に規定の路線が決まっています、大体あの場所にこのぐらいのものをみたいに、もううわさというのですか、町民の方にはそういう話出ているところもありま

すので、もう少し何か違ったやり方、考え方、今まではそれでよかったですけれども、これから先は、交付税もどんどん減ってきますし、税収も減ってくるわけですよ。その中で、どう効率的なものをこれから次の世代に残していこうかと、もっと大事な検討が必要だと思うのですよね。この点についてはどうですか。町長にお伺いします。

○議長（木下 敏） 生涯教育課長。

○生涯教育課長（竹内圭介） それでは、まず今回の図書館を建てるに当たって、整備検討委員会のメンバーの中に文化・芸術の部分の視点が入ってないのではないかなというふうなことですね、いろいろな方面の意見を聞けてないのではないかなという部分に、ちょっとお答えしたいというふうに思います。

今回の整備検討委員会の中には、図書館とあと体育館の整備もございまして、それぞれ関連する方々がおりますけれども、委員には入ってございせんけれども、社会教育委員一部入ってますが、社会教育委員さんに同じような情報も流しておりまして、意見をもらうようにもしております。この社会教育委員さんは、実際に地域でサークル活動などをされている方もおりますので、そういった方々から意見をもらうというのは、やはりその文化・芸術的な視点からも意見をもらえるものだというふうに思っておりますし、また会議の内容につきましては、1回目もうホームページのほうに出てますけれども、随時会議の内容につきましてはホームページのほうにも掲載をして、情報提供を図りながら、各町内の文化団体等にもいろいろとそういう情報を提示した中で、御意見があれば伺ってきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 近隣のまちで今庁舎を建て直すところがありまして、それは建築家の名前を上げると皆さんが聞いたことがある建築家の方が中心になって造られて、今建設工事が

始まっているところがあります。一般の人でも、そういう人がデザインしたものはどういうものなのかなという興味を相当持たれていると思います。オリンピックの施設だとか、そういうことを手がけた人ですから。例えばうちのメンバーにそういう方が入ってくれば一番いいでしょうけれども、それは資金的に全く無理でしょう。ただし、今の世の中はZ o o mですか、ここに来なくても話の場に参加できる、そういう機能はたくさんありますよね。実際に子供たちも遠くの学校の生徒たちと交流などしますよね。そういうことを考えたら、何か閉鎖的とは言わないですね、町のホームページなどに載せてるのでしょうか。もっと広く意見を聞く、考え方を参考にする、そこが足りてないと思うのですよ。もう図書館というもので、こうやってつくっていきますというものをもう枠を決めてしまいませんか。本当にこれがまちの核になるようなものにしたいという強い気持ちがあるのだったら、やり方あると思うのですよ。それが見えてないのでしつこく言ってるのですよ。どうですか、今まだ検討の最中ですよ。六百何十万円の予算の中で、どういうものをやるかという検討の最中ですよ。そこに全国レベルというか、将来につながるような、そういうアイデアを出してくれるような仕組みを持ってこれないですか。そこを聞いているのですよね。いかがでしょうか。

○議長（木下 敏） 教育長。

○教育長（與田敏樹） 私から御答弁させていただきます。

地域の核としてという考え方に立ったときには、100万人訪れるようなという、七飯町のまちにしてみればそこまでは無理かもしれませんが、そういう発想はあるのかなというふうに思います。もう閉鎖した施設ですけれども、道の駅の付近にあった施設がピーク時で70万人訪れていたということですが、私ども教育委員会としては、議員の質問の中にあつたとおり、知の拠点あるいはコミュニティーの拠点という形で図書館を位置づけてつくっていきたいということ考えております。それはあくま

でも町民のため、町民が利用する、町民が交流をする、した中で、その延長線上で町民がこの施設いいよね、この施設すばらしいよねといった延長線上に外部の方々が入ってくる可能性はあると思います。そういう意味では、地域の方々が地域の意向を感じて議論してこういうふうなのがいいよねというために、町内の方々を中心に委員会をつくらさせていただきました。その結果として出された案を、今度は具体的な設計という形で図書館をつくるに当たってはやっていくことになると思いますが、取りあえず今の段階で、教育委員会の立場で、まちの核としてというよりは町民の知の拠点、コミュニティーの拠点としてどうあるべきかという前提で考えておりますので、ぜひその点を御理解をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 教育長、ありがとうございます。

教育長が答えられるのはその範囲だと思います。それで、町長に聞いているわけですよ。今ならまだ間に合うのですよ。

中国地方のあるまちで、三十何歳の市長がなって、議会で今いろいろもめているところがあるのですけれども、ここが道の駅を今つくるのに、量販計画といったかな、そういう大きな民間会社と組んでやりたいという提案を理事者側からされたら、何かいろいろ議会がそれに反発をしているという状況があるのです。それをいろいろな新聞、テレビが取材をしまして、インターネットにも載ってますので、私も見ていました。どうも議会側は市長が嫌いだから反対しているというふうにしかならないような感じがございまして、まだ、うちはそういうレベルにはなってませんよね。それと、今の委員会のメンバーさんには大変失礼かもしれませんが、前提条件がもう全く小さいものから始まっているから、それ以上の話というのはできないのはもう教育長が今答弁したとおりですよ。それ以上のものを考えろということ

は、町長が言わない限り出てきませんよ。有名な建築家などをそのメンバーに何日間、何時間だけアドバイス願えないでしょうかとかね。そういうふうにするだけでもメンバーの中のもう目からうろこといいですか、見方、考え方が変えられるチャンスがあるのですよ。そういうふうにこの図書館建設を見直せないですかということは何遍も聞いているのですが。たまたま飲食店などの民間施設をという言葉を書きましたが、私の思いとしては、何ができたのか分からないような立派な、立派なでなくてもいいのですけれども、人が集まる商業施設の中に役場があったり文化センターがあったり図書館があると。どちらかというと、民間施設のほうが全面に出るようなものをつくったほうが、道南にはいいのではないのかなと、今デパートも一つしなくなりましてし、そういう企画で見直してもいいのではないのかなと思うのですけれども。前には、そういう飛躍したものは考えないと答えていますけれども、今やり取りしてどうですか。それは変わりませんか。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

1時、再開いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

平松俊一議員の質問に対する答弁より入ります。

町長。

○町長（杉原 太） それでは、答弁してまいります。

私の公約では、町民の声を生かしてつくる七飯町というふうにして取り組んでおります。今回はこの図書館の立ち上げにつきましては、七飯町社会教育施設整備検討委員会を立ち上げて、そしてそこの委員さん方に議論をしていただいて、今現在基本構想と基本設計を進めるということでございます。そういう意味では、そこの地域の皆さんの委員さん方が、皆さんの

意見を尊重してこれからコンセプトが決まっていこうというふうに考えておりますし、その中で今までの話合いの中では、図書館を利用する子供から高齢者までの幅広い世代の人たちがゆったりと滞留をし、利用する中で様々な交流が図れる地域コミュニティの拠点としての機能が強く求められているということでございますので、今後この委員会で進む中で、まとめられたコンセプトを尊重して図書館の基本設計から、次の実施設計に入る際にはそういう建物の関係のものも出てくるとは思いますけれども、今現在はそういうコンセプトの中で進んでいっておりますので、そういうことを尊重して進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） ありがとうございます。

今回のやり取りをアーカイブでいろいろな方がたくさん見られて、町民の声がたくさん上がってくることを願っております。

それでは、最後の4問目に移らせていただきます。

赤松街道の樹木伐採と町内の建築限界支障木についての質問であります。

8月の初めに国道5号沿いの大木が鳴川地区で、道路管理者により10本伐採されました。また、町内にも多くの建築限界を支障している箇所が存在しておりますが、このことについて、次の点について伺いたいと思います。

1点目、この大木10本、なぜ伐採されたのかについて。

2点目は、伐採決定までの経緯について。

3点目は、道路管理者が今まで処理した落ち枝や落雪事故について。

4点目、赤松街道を愛する会などの保存活動との管理体制について。

5点目、町としての赤松街道への考え方・方針について。

6点目、将来に向けてどのように保存・活用を行っていくのか、町が町民、関係者と検

討・協議することについて。

最後7点目、町道の建築限界についても同様の対処をすることについて。

よろしく申し上げます。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳収） それでは、1点目のなぜ伐採されたのかですが、道路管理者である函館開発建設部において、国道敷地内のケヤキの枝が折れて落下し、隣接地の駐車場に止めてある車にぶつかり、車が損傷するという国家賠償請求の事案が発生したこと。今回は車への物損事故で済んだが、今後人身事故になる可能性も高く危険であること。また、秋には落ち葉により排水等の詰まりにより道路排水の清掃が何度も発生していること。大雨や強風が発生した場合、排水詰まりによる道路冠水や、枝が折れて歩道を含む道路敷地内に落下する可能性があり危険であること。冬には枝等に冰雪、氷着し落下する危険があること。及び樹木が20メートルを超える大木であり、剪定での対応では限界があることなど、国道としての安全確保や維持管理上の課題がある。そのため、歩行者等道路利用者への安全確保を優先とするため、やむを得ないが伐採したいとのことでございました。

2点目の伐採までの経緯については、1点目でお答えした趣旨の環境緑地保護地区等内行為通知書が函館開発建設部函館道路事務所から提出され、町は7月12日に受け付け、7月21日に函館開発建設部函館道路事務所へ伐採しても差し支えないとの趣旨で通知しております。

その際、当課において、役場関係課をはじめ赤松街道を愛する会、町民、関係者と伐採に関する相談、協議を図らず、国道としての安全確保や維持管理上の問題があること、歩行者等道路利用者への安全確保を優先するための内容から、伐採して差し支えないとの通知に至ったものでございます。

3点目の道路管理者が今まで処理した落ち枝や落雪事故について。

函館開発建設部の情報によると、当該ケヤキによる国家賠償事案は令和5年1月25日に1

件発生してございます。その他、落雪や落ち葉等による苦情も寄せられており、これらの苦情等に対応するため、過去から入念な維持管理を行っていたところであり、令和4年度は着氷落とし4回、落ち葉清掃5回を実施しているとのこと。

4点目の赤松街道を愛する会などの保存活動との管理体制については、赤松街道を愛する会は、函館開発部のボランティアサポートプログラムによる赤松のこも巻き、こも外し体験や清掃活動による赤松街道の保全整備と沿道の美化に関する事業や、赤松を観察し結果を記録する学習会による赤松街道などの自然整備についての研修に関する事業のほか、赤松街道沿道の市街化に伴う町並み形成、沿道住民の要望や道路における工事等で赤松などの伐採、移殖、補植等の必要が生じた場合、その行為についての諮問を受け意見を述べるなどの保存活動を行っております。

赤松街道を愛する会は町民の有志で組織する団体であり、環境生活課が事務局を担っておりますので、赤松並木の保全に関する活動においての情報共有などを密に行っております。

5点目の町としての赤松街道への考え方・方針については、日本の近代農業発祥の地として、七飯町に七飯官園が設置され、明治天皇が行幸されたあかしとして歴史的にも大変貴重な赤松街道であると認識しておりまして、その保全・保存活動について、できる限り続けてまいりたいと考えております。

6点目の将来に向けての保存・利活用ということですが、街路樹はその町のシンボルであり、街路樹としての大きな機能として、環境保全機能、交通安全機能、防災機能、景観機能などがありますが、その一方で、老朽化による倒木、落枝による交通事故や電線の破損、歩行者への危険等、道路空間に適した維持管理が不可欠となっております。

赤松街道の街路樹は七飯町のシンボルであり、これまでの歴史と街路樹としての機能を維持するための管理や保存についての環境緑地保護事務取扱を定め、赤松街道を愛する会をはじめ

め関係部署の意見を伺い、検討・協議するとともに、道路管理者とも管理や保存について、ともに進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（笠原泰之） 私からは7点目について答弁いたします。

町道の建築限界についても同様の対処をすることについてでございますが、町道の町が管理する樹木につきましては、交通に支障のないよう剪定等を行い維持管理をしております。また、民有地から町道に越境する樹木の枝等については、交通に支障がある場合は、地権者に枝の剪定を行うようお願いしております。なお、所有者が不明である場合等については、町が越境部分の枝の剪定を行う場合もありますので、御理解願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 今回この赤松街道のケヤキ10本というのは新聞紙面にも大きく取り上げられました。残念だったのは、町長のコメントに問題があったのかなと思います。何か自分の知らないうちに切られてしまったという非常に私は残念なコメントだったと思いますが、この点については、この後、調査特別委員会をつくることになってますので、そこで改めて質疑されていくものと思います。

今回のこの4問目、最後の町道についてのことだけ再質問させていただきますので、よろしくをお願いします。

結局国道沿いの歴史的な木、これが民間の財物に障害を与えるという基本で伐採をしたということになってますが、例えばここの裏というのですか、警察署から上に上っていく、七中に向かって上っていく道路も昔は立派な桜の木とかがあったのですけれどもね。歩道建設のときに伐採をしたりとかしてました。歴史的な木という判断がされていたわけではないでしょうけれども、町道に支障するもの、例えば町の保有のものもあれば、個人保有のものもあるわけですね。今最後に土木課長が答弁されましたけれ

ども、町道に支障しているものは町のほうから地主さんに言って、町でも切れるという解釈でよろしいのですか。ここを確かめたいのです。道路境界の中はかなり生け垣だとかそういうのに入っているところ多いのですけれども、実際に除雪車の人も困っているし、子供たちも自転車で擦れ違えないだとかで支障しているところ、こういうところに、大きな木が危ないので切りましたという理屈を通すのであれば、もっともっとやらなければ駄目なところたくさんあると思うのですけれども、その点についての再質問をしたいと思います。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（笠原泰之） 民法の改正によりまして、令和5年4月から土地を越境した枝は原則今までは土地の所有者に枝を切除させることができるとしていたもののほかに、所有者に枝を切除するよう、所有者の所在が分からない場合や急迫の事情がある場合などに、枝の剪定を、例えば道路にかかっているものであれば道路管理者が切除することができるということになったものでございます。

今後、町道に民有地から越境して、例えば交通に支障がある場合等においても、この民法の改正を踏まえながら、例えば所有者に何回お願いしても切っただけないだとか、あとは所有者を調べてみたけれども分からない、所在がつかめないという場合は町で対処するという考えでございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） そういった場合の予算措置というのはどういう形を取られるお考えなのでしょうか。町が切るという結果になったときですね。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（笠原泰之） 民有地の、町道に今限っての話なのですけれども、町がその民有地の枝を切るようになった場合の対処につきましては、切る予算というのは町で当然直接やる場合切りますが、民法上はその所有者に切った費用を請求することができるような今つくり

はなっております。

今後そういう場合に、町から切った枝の土地の所有者に請求ができるかどうかというのは、なかなかほかの町の事例とかも調べましたけれども、ないものですから、ちょっとその辺今後検討・研究していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 何年も前なのですがけれども、私同じ質問一回しているのですね。このときには、土木課からの答弁は地主さんをお願いをして切ってもらいますという答弁で終わっていた。今度は切れるようになりましたというところまでは一歩進んだわけですね。ところが、結構ありますよ、これ。建築限界に入っているというのはね、幅的にも高さ的にも。だから、これを全部やるのかといたら、危ないところから順番にやっていくということになるでしょうけれども、やはり予算をどうするのかということには必要になるかと思えます。そんな5万円、10万円で済むような話でないと思えますよ。結構太くなっていたり高くなっていたりする木がありますから。これはやはり条例制定とか何かそういうことを、実際にお金を取れるか取れないかはちょっと先の話になるかもしれませんが、これきちんとした町の方針持ってないと、また曖昧なまま行ってしまうような気がするので、再度答弁を求めたいと思えます。条例制定とかそういうところまで向かうお考えないのかどうかですね。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（工藤 稔） ただいま平松議員のほうから御指摘ありました関係につきましては、今担当課長からも、道内の他市町村の状況等をまずは研究・研究してまいるということでお答えをさせていただきましたけれども、そちらの状況もいろいろと調査をして、その上で町としての取扱い、どのような形がよろしいのか検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（木下 敏） 通告順に発言を許しま

す。

神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） それでは、通告に従いまして1問質問をさせていただきます。

1問。健康維持促進のための「健康ポイント制度」について。

近年、各自治体で導入が進んでいます、健康ポイント制度は住民の健康維持や健康で生き生きと暮らせる期間である健康寿命の延伸のため、各自治体で工夫を凝らし、健康ポイント制度に取り組んでおります。

この制度は、日常生活でのウォーキングの歩数や健康診断の受診、スポーツイベントの参加などの健康に関する行動や活動に応じて健康づくりへのインセンティブ（動機づけ）にポイントを付与し、ためたポイントは商品券や割引券などに交換できる仕組みであります。

この制度は、特に健康に無意識な層やウォーキングを始めるきっかけがなかった層にアピールする効果が期待され、個人の健康意識やモチベーションを高めるとともに、町全体の健康水準や医療費の削減にも貢献できるとされています。

七飯町では高齢者人口の割合は増加傾向であり、令和4年1月時点で65歳以上の高齢化率は約34.7%と、全国平均の29.0%より高いものの、幸いにも元気な高齢者が多いまちであります。

しかし、1人当たりの医療費につきましては、北海道平均よりも高い状況が続いています。

また、働き盛りの若い世代の方々は日々の生活に追われ、ストレスや不規則な生活、運動不足や栄養バランスの乱れなど、健康に悪影響を及ぼす要因が多く存在しています。

昨年の6月定例会において、生活習慣病や町民の健康増進のための健康アプリの作成と健康ポイント事業の提案をしました。町長からは、健康に対する自己管理に有効な手段であると、また、各担当課が積極的に検討するとの答弁でした。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

1、七飯町版健康アプリの作成と健康ポイントについて。

2番、各課どのように検討され、今後制度の導入が図られていくのか。

この点について、お伺いいたします。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（岩上 剛） それでは、お答えしてまいります。

1点目、七飯町版健康アプリの作成についてですが、多世代にわたる健康推進の取組として、その必要性及び有効性については、町民一人一人が自身の健康意識における動機づけとして貢献できる手法の一つであるというふうに考えております。

また、目標を持ってその成果が健康増進とポイントが付与されることに結びつくものであれば、議員の御質問にもあるように、個人の健康意識やモチベーションが高められ、そして医療費の削減というものにも大きく関わってくるのではないだろうかと思っております。

2点目においては、この制度を導入した場合には、町内の幅広い年齢層や関係団体に積極的に活用していただきたいということ踏まえ、町内の各事業所などと連携して取り組む方法や、ポイントの活用については、いかなる方法が適切かなど、多岐にわたる課題整理や関係団体との関わりが必要不可欠になるかと思っております。

健康アプリの導入に向けては、来年度策定となる第5期保健福祉総合計画・第4期健康づくり計画への計画登載も視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） ちょっと短い答弁でしたね。恐らく前向きな答弁というふうに期待をするところでございますけれども。

今の答弁もありますけれども、確認しながら再質をさせていただきたいと思っております。

2000年に健康日本21という保健制度が力強く出発しました。その頃からすぐに健康課のほうでしっかりとそのあたりも計画を立て

て、七飯町は進んでずっとこれまで来ているかなというふうに感じております。

今私が1番目で話をさせていただいたように、高齢化率は高いけれども、健康なお年寄り、高齢者が多いというのは、これまでやはり行政として頑張ってきて、皆さんが各課保健課とかいろいろな携わってきて、やられてきた成果が出ているのではないかなというふうにも捉えているところでございます。

全国的に今やはり高齢化に向けているということで、予防や健康づくりに力を入れておまして、その一つにヘルスケアポイントというポイント制度ですが、導入が進んでおまして、それでこの人生100年時代と言われる医療費の増加や住民の健康をどのようにして維持していくのかということの、その課題解決のために今こういう制度のポイントが今進んでいるというところでございます。

お隣の函館市さんは昨年、「はこだて健康アプリ Hakobit（ハコビット）」というものが、御覧になっているかも分かりませんが、100万歩チャレンジウォーキングイベントとして行っております。期間が6月から10月までの5か月間ということで、今年2年目に入っているわけですが、ここは対象は18歳以上ということで、参加方法はスマートフォンや紙での歩数カードということで、そこには歩数記録や健康状態の記録やイベントの参加などでポイントを獲得できるという。歩数に応じて抽選でプレゼントが当たると。景品につきましては、今課長も言っていました各企業とのそういう連携というか協賛というか、企業さんからの協賛品や実行委員会のもちろん提供のプレゼントもありということで、今好評、アプリというかポイントの、そういう制度が函館市さんでも好評を得ているということで、全国47都道府県の中で、令和3年度のデータですけれども、43%の各地で地域でこれをどんどん、何かどういう形か分かりませんが、いろいろな形でもって独自性を持ちながら、強力に進めているということもデータで拝見しているところでございます。

これは事業はやはり福祉課とか健康推進課、またアプリ、デジタルとなるとやはり情報防災課、またイベントとかになるとスポーツ振興課ということで、また企業の協賛ということになると商工観光課ということで、全体的に町の皆さんがやはり一緒に全体的に進めていかなければならないことだなど、今言ういろいろやることによって、共有しながら進めていくとか連携していくという、そんなところで行くわけですけれども。

この健康ポイントという制度の重要なものと言われます、先ほども話がありましたけれども、健康に対して無関心な方に対する始めるきっかけですよね、きっかけづくりですね。やはりそういった層にアピールをするという効果が期待されているというところでございまして、自分の健康は自分でということで、ウォーキングをやられている方、町民の方でも七飯町でもたくさんいらっしゃるって、やはりウォーキングが体にいいという、そういうことを分かっている、恐らくやっぴらっしゃる方がいるという、そんな状況です。

普通であれば健康のことは自分のことなんか、ウォーキングなりいろいろな対策をやるのは当たり前のことなのですけれども、なかなか踏み出せないとか、特に若い方の、何年か前にもありますけれども、大病に若い方がなったり、これから活躍していただきたいなというように本当に若い方が急死をしたりということが目の当たりにしまして、私も健康について質問させていただいております。本当に、糖尿病、がんや、また生活習慣病予防の大切さを今本当にひしひしと痛感をして、いつも皆さんに大丈夫ですかと声かけるわけでございます。

健康づくりのために何かしたいと考えている人、踏み出せない、そういうきっかけづくり、また高齢者の方、先ほども認知の話がありましたけれども、そういう方に対してもやはりひきこもりということになると認知がだんだんだん進んでいくという、そういうときにやはり多くの方とウォーキングすることによって会話したりコミュニティーの場がつけられる、そんな

なこともあります。

また、今本当に健康で健康寿命という、病院に入ったり認知になったり動けなくなってから長生きするのではなくて、自分で生活できるというか、本当に何とか自立して生活を送れるという、そういうことをやはり進めていかなければならないという、誰も病気にもなりたくないし認知にもなりたくないわけですけれども、そこに少し背中を押してあげるというか、本当にそういう思いの中で目標を掲げながら進めていくという、そういうところも大事なかなと思います。

今4年度にいろいろな総合計画だの、5年度に総合計画だとかという話もありますけれども、やはりいいことはもともと、私自負しているのはやはりすぐ高齢化福祉でも何でもやってきたのが七飯町だという、福祉に対する先進地は七飯町だというふうに私はいつも自負しているわけです。ですから、そういうちょっと力を進めていただきたいなと思うのです。

今スポーツ医学や人体のメカニズムという科学的に日進月歩すごい状態で、脳の働きから、やはりいろいろな骨やら内臓やらがんやら、いろいろな認知やらという、そういうメカニズムというか、そういうものが皆さんインターネットですぐ見られるような、そういう時代にもなっていますので、ですから、本当に歩くことは人間にとって最良の薬なのだというふうにも言われておりますが、やはりそういうことが大事だなと思います。

アプリですね。七飯町、このことなのですけれども、独自のアプリという、やはりこれは今でいう片仮名語がたくさん出てくるので、ちょっと私も勉強あれになるのにちょっと大変でしたけれども、プログラミングスキルというのが必要になって、アプリをつくるのにということで、情報防災課でも子供の健康だとか、いろいろな七飯町アプリとか今つくってますので、そのあたりはすぐできるのではないかなというふうに、簡単にではないですけれども、思っぴまして、その中でやはりアプリをつくる際、今後やっぴっていくというような、総合計画の

中でも進めていくというお話がありましたので、さっきの実施計画やら何やらという、そういう中でつくっていくというものなのかどうか分からないのですけれども、やはり歩数計や自転車のカロリーとか距離とか、そういう細かなものが今後、そしてまた血圧や心拍ということで、バイタル機能といいますか、そういうものの機能もつくっていかねばならないし、また体重管理とか自宅でできる体操とか、筋トレ、この筋トレはほかではあまりないですけれども、やはり若者や高齢者、また障害を持っている方、どういう方でも健康アプリというか、そういうポイントに参加できるという、そういうふうになりますと、やはりいろいろウオーキングに差し障りのある膝が悪かったり、そういう人でも筋トレをするとそこに参加できますよみたいなアプリもやはりつくっていかねばならないかなというふうに思っておりますし、今近畿大学の谷本先生の筋肉マンの体操やる方がいますけれども、超リフレッシュということで厚生労働省のほうの、そっちの画面のほうでもお勧めで、「おうちで+10」という、そういうビデオもすぐ無料で見られて、大変いいのですけれども、そういうものもやはりアプリの中に組み込んでいくみたいなそういう、どういう方でも健康アプリというか、制度に乗っていきけるような、そういうアプリをつくっていただきたいなど。また、健康ポイントも、そういう方にもどのくらいやったら幾らという感じでやっていければなというふうに思っております。

また、函館市さんみたいな5か月間のイベントでなくて年間通してという、ポイントが最終年度3月だったら集計するのに大変ですから、その前に集計の形も取っていかねばならないかなというふうなところでもありますけれども、年間通して大体できるような、そういうものをつくっていかれてはなというふうに思います。

ポイントはやはり個人の予防というか健康づくりに向けるわけですがけれども、やはり無関心層というか、健康でずっと来ると、どうしても健康ということに対するやはりそこら辺がなかなか自分の目につかないというか、そういうこ

ともありますので、ポイントということ。

七飯町はボランティアポイントということで、いろいろな介護の方とか、そういう方々にもポイントをつけてもらってしまして、そのほかにも認知機能回復というか、そういう団体が教室されている、教室に行かれている方も大体ポイントがついてきて、今いるところでございますが、やはりそういう同じポイントでも、自分の健康を増進させるためのポイントとほかの方のボランティアで受けるポイントというのが、同じポイントでも違うのですけれども、そのあたりも考えていかねばならないのかなということをおもっております。

私も本当おかげさまでいろいろな病気を乗り越えて、こうやって元気でいっているわけですがけれども、このイベントのほうもやはり今後考えていかねばならないのではないかなと思います。

一昔と言えば、本当に健康日本21のときは大きなイベント、健康イベントみたいなのを町でも推し進めてやってきた経緯もありますし、また保健師さんなども長寿会に行かれて、ここに来ている方々に血圧測ってくれたり、また体脂肪を測ってくれたり、体重を量ってくださったりということをやっていると思いますので、そのあたり、今度は今年は文化祭が3年ぶり、4年ぶりにありますので、そこで大きな健康相談受けますよという、やはりそういうような会場もブースも設けて、どんどん健康に対する意識革命を、そういう場でもどんどんしていただきたいなと思います。

このサルコペニア・フレイルという、さっきも認知の話がありましたけれども、認知にならせないためのいろいろなものも、こういうすばらしいものも長寿会では私いただきましたけれども、なかなか自分が健康であるとあまり、ぱっと見てそれで終わってしまうのですけれども、すごい大事なことで、認知になる前に何とかそれをそこまで抑えようみたいなところというのは。

ですから、どんどんどんどん早く進めていただいて、大いに町民全体が健康になれるよう

な、そういう政策を進めていただきたいなど、
こういうふうには思っています。

課長、いかがですか。ちょっとさっき答弁少
なかったと思いますので、ちょっとそのあたり、
いろいろ言わせていただきましたけれども、
どう考えているか、そのあたりお願いします。

○議長（木下 敏） 健康推進課長。

○健康推進課長（岩上 剛） この健康アプリ
の活用については、ウォーキングラリーという
位置づけで皆さんに歩くきっかけを得てもら
うという目標づくりの設定ということも大きな目
指すところではあるのですが、当課では
それ以外に例えばアプリの中に保健センターの
新たな情報、ニュースですとか、健康カレン
ダー、広報のほうに折り込みさせていただいて
おります健康カレンダーをアプリの中に入れる
だとか、あと健康イベント、スポーツだとかウ
ォーキングラリー、または生活習慣病に活用で
きるような健康お食事レシピだとか、そういう
機能性も含めて考えていければなというふう
には考えております。ただ、ウォーキングだけ
に特化してしまうのであれば、これはわざわざ
それ用のアプリを導入しなくても個々に持ち合
わせているアプリでもって、うちのほうに申請
していただければこれだけの歩数歩きましたと
確認もできるので、その辺の手法はいろいろ様
々あるかと思っておりますけれども、そういう
こともちょっと踏まえながら、今後計画に盛り
込むものなのかどうかということも含めて検討
していければなというふうに思っています。

以上です。

○議長（木下 敏） 神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） 近隣とか、やはり全国的
にこの制度が進んでいまして、町民もとても
楽しみにしておりますので、スピード感を持
って、全役場がかりでスピード感をもって早
くにこのアプリをつくり、ポイント制度を進
めていただきたいと思いますので、もう一度
その辺もし町長のほうからありましたら、一
言お願いいたします。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 以前も質問の中で、そ
ういう有効なアプリがあるというようなこと
で、やはり健康寿命を高めるといことがこれ
からの社会では必要なことだというふう
に思います。少子高齢化というのはこれは
もうこういう状況で、年々のデータ出
てますから、その中でいかに健康で元
気に暮らすことができるかという意味
では、そのきっかけになるものでもあ
るかなというふうには思います。そう
いう意味で、ちょうど今来年度策定
となる第5期保健福祉総合計画のほう
の検討しているものですから、その
中で、少子高齢化社会の中でもそ
ういう健康寿命を高めるとい中で
位置づけられるような形で計画登
載も視野に入れながら検討して
まいりたいというふうに思います
ので、御理解いただきたいという
ふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 通告順に発言を許し
ます。

上野武彦議員。

○11番（上野武彦） それでは、通告に従
いまして5問質問させていただきます。

最初の質問は、鳴川マリア幼稚園下の
交差点の安全対策をでございます。

鳴川の国道5号線に交わる道路について、
国道上のマリア幼稚園側の鳴川5丁目
方面からの道路と国道下の鳴川3丁目
方面からの道路は直角に交差せず、
ずれた変則の交差点となっております。
特に鳴川3丁目方面からの道路は、
国道との交差部分が斜めに交差する
状態となっております。

また、車の停止線が歩道と思われる部分
の後ろ側にあるために、右から来る車
の動向を確認しづらくなっておりま
す。

この交差点の改善策として、以下の点
についてお伺いいたします。

1点目、この交差点の国道の進行に関
する信号は常に青となっており、歩道
の通行者が押しボタンを押さない限り
変わりません。そのために、鳴川3丁
目方面から来る車が右折または左折
するには、函館方面から来る車の状
況を確認した上で国道に侵入してい
ますが、直角の土

手に草が生えており、確認しづらい状況となっています。鳴川3丁目方面からの車が歩道手前の停止線で止まったとき、函館方面から来る車が見やすいように角の土手の除草ができないか。

2点目、函館方面からの車が鳴川3丁目方面に左折しやすいように、鋭角に飛び出している部分の土地を買収して改善できないか。

3点目、この交差点の歩道や車の停止線などの白線がほとんど消えている状態となっております。安全確保のために改善できないか。

以上です。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（笠原泰之） 私からは1点目と2点目について答弁いたします。

1点目でございますが、角の土手より内側の草刈りについては、民有地であるため町では実施する考えはございませんが、国道より下側の町道の草刈りについては、必要に応じて実施できると考えております。

2点目の土地の買収につきましては、現在のところ購入する考えはございませんが、仮に土地を買収し改良を行うこととなっても、信号機、横断歩道の移設や交差点の形状等の警察との協議も行いながら進めていかなければならないことから、相当な時間を要することについて御理解願います。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（福川晃也） 私からは3点目につきまして、停止線は歩道等の手前で一時停止をしてから徐行により目視可能な位置まで侵入するもので、横断歩道と同様に安全な交通に重要な役割を担ってございます。停止線や横断歩道は公安委員会の管轄となりますので、改善・改良につきまして引き続き働きかけていくほか、既設の看板や他の工作物などを含めて、安全確認のための見通しの確保について協力をお願いしてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） まず、土手の部分の除草の問題です。これは国道用地とそれから私有

地、 という方の私有地があります。それから、曲がったところは町道の道路部分もかかってくるというようなことで、所有者がたくさん存在するという状況になっておりまして…。

○議長（木下 敏） 上野議員に申し上げますけれども、これライブ配信されてますので、個人情報に関わることはなるべくお控えください。先ほど名前言っていたので、今後そういうことのないように。その部分は議長の職権で消しておきますので。すみません、よろしくお願います。

○11番（上野武彦） はい、どうもすみません。

それで、所有者がたくさんいるという状況がありますので、それぞれの所有者に対して、こういった安全確保のための除草対策、これをぜひ町としても対応していただきたいなど。特に国道と個人の所有地の境界がはっきり分かるような状況にはなっていないのですよね。それから、町道の境界がどこであるかとか、こういうこともよく分からない状況になっておりますので、その辺を含めて今後の対応を考えていただきたいというふうにまず思います。

それから、2点目に関しましては、私もこれは取り下げたいというふうに思っております。というのは、この飛び出した部分の歩道部分ですね、これを取ってしまいますと、この横断歩道を渡るために公道を通過して横断歩道に行かなければならないというような状況が分かりましたので、2点目の質問は、これは取り下げていきたいと思っております。

3点目については、公安委員会のほうに町としても働きかけていただいて、ぜひ早急に白線なり引いていただくようお願いしていきたいなと思います。その辺についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（笠原泰之） 私のほうから1点目の再質問の草刈りの部分ですけれども、町道につきましては先ほども答弁いたしましたとおり、町で現地見ながら草のほうの草刈りを行っ

ていきたいと考えております。

また、国道のほうに関しまして、開建等のほうに、状況見てもし見通しが悪いようであれば、国道側の草刈りのほうについてもお願いしたいと考えております。ただ、私有地の民地の中の部分につきましてはちょっと道路と離れてしまいますので、そこら辺については交通安全を所轄しております、住民課のほうに私有地の所有者等をお願いしながら進めてまいればよいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（福川晃也） 答弁繰り返しになりますけれども、先ほど答弁にございましたとおり、道路交通の安全確保のために見通しの確保などを始めて、それらも含めて関係機関、その他に引き続き働きかける、もしくは協力をしてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） では、2問目行きたいと思います。

2問目、七飯町図書室の環境改善をということですが。

七飯町の図書室は、連日の猛暑の下で室温が32度を記録するような状況が発生しております。

図書室のドア、窓、廊下をはじめとして、窓や隣の部屋の扉と窓は全て開き放されているような状況でありましたが、図書室の窓に網戸の設置がされておりまして、開け放されている状況であっても、窓の外からの風の通りが悪く、室内の空気は籠もったような状況となっております。

図書室には小型の扇風機が2台設置され稼働していましたが、室温を下げる役割を果たしていない状況でありました。この状況で、図書室の室温は32度、廊下は35度となっております。

町民が訪れる町が管理する図書室がこのよう

な状況になっていることを町の管理者はどのよ

うに考えているのか。また、早急に改善する考

えはないのかをお伺いいたします。

○議長（木下 敏） 生涯教育課長。

○生涯教育課長（竹内圭介） それでは、御質

問にお答えしてまいります。
上野議員がおっしゃるとおり、今年は連日の猛暑により室温が30度を超える日もたくさんあったことから、図書室をはじめ廊下や隣の会議室など、ドアを開け放し、窓も併せて開け放ち、2台の家庭用扇風機の、こちらのほかに地域センターにある換気用の大型の扇風機、こちらにも2台用いて暑さの対策を行ってまいりました。

8月に入ってからなかなか温度が下がらない日もありまして、対応について大変苦慮していたところでございます。

引き続き、できる限りの暑さ対策を講じてまいりたいというふうに思います。必要に応じて、扇風機を台数を増やすなど、そういったことも対応として検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 今扇風機での対応ということをおっしゃいました。私も大型の扇風機が2台あることも知っておりましたが、現状ではその扇風機を回してきたけれども、熱を発生するというようなことだとか、いろいろあって、私が行ったときには稼働しておりませんでした。

いずれにしても、町民が訪れるこうした図書室、公共の施設が通常の気温とといいますか、を維持できない、こういった高温の状態を改善できないのが実態なのです。それに対してどう考えているのかという質問なのです。32度、35度と、こういう状況を、これは努力したけれどもこういう状態が続いてきているのです。それについて、改善の考えは大型扇風機云々とおっしゃいましたけれども、これも使ってやって、いろいろなことをやりながら、ある範囲ではやっているのです。ですけれども、結

果的にこのような状況になっているということです、これは図書室をできれば閉めてクーラーを設置するとか、そういう改善策をしない限り、町民が訪れるような施設としてはもう落第ではないかというふうに思います。その辺について、そういった改善が本来やるべきですけども、そう考えていないのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（木下 敏） 生涯教育課長。

○生涯教育課長（竹内圭介） 確におっしゃるとおり、扇風機での対応を今年はしておりますけれども、やはりそれでも連日の猛暑で、確におっしゃるとおり、30度を超える日がかかなり多くありました。扇風機の対応に限界があるのではないかとこのところでございますけれども、エアコンにつきましては、町の公共施設、図書室以外にもいろいろ公共施設ございますけれども、そのほとんどがエアコンがついていない状況でございます。おっしゃるとおり、図書室のほうも暑いのですけれども、それ以外の公共施設もやはり同じような、今年については状況でございますので、図書室だけではなくて、ほかの社会教育施設含め公共施設の部分、同じように対応が迫られている状況でございますので、ほかの施設ともその利用状況等を勘案して関係部局と協議の上、対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 検討してまいりたいということです、十分検討していただきたいというふうに思います。

3問目に行きたいと思っております。

自衛官募集への七飯町の個人情報提供問題についてです。

令和5年6月5日付の道新で、道内の札幌市、旭川市、帯広市、千歳市の4市が自衛官募集に協力する目的で、18歳から32歳までの住所、氏名、年齢、性別などの個人情報6万2,000人の名簿を自衛隊に提供していたことが報道されておりました。この4市は自衛隊に師

団、旅団の所在地であることが判明しております。

従来、自衛隊員が各市町村で住民基本台帳を閲覧して個人情報を収集しておりましたが、昭和29年に自衛隊法施行令120条で「防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができる」としたことを受け、平成30年度から各市町村に対し、防衛大臣名の依頼文書が出されるようになっております。

七飯町はどのようになっているのか確認したところ、令和2年9月、当時の中宮町長と自衛隊函館地方協力本部長との間で個人情報に関する覚書が交わされており、町長が任命した3人で構成される七飯町個人情報保護審査会で承認されたとして、その年から町内の18歳と22歳の個人情報を自衛隊に提供してきたことが明らかになっております。令和5年には18歳の男女246人、22歳の男女175人の情報を提供しています。そこで以下の点について伺いたい。

1、このような内容は、議会での審議を経ないが問題はないのか。

2点目、個人情報保護審査会が自衛隊に個人情報を提供すべきとした理由は何か。

3点目、他の自治体では、本人が個人情報の提供を望まない場合は「除外申請」ができるとしているが、七飯町はこうした制度も実施していないが、人権無視といえる状況ではないか。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝） それでは、順次お答えしてまいります。

まず1点目、あらかじめ町議会における審議が必要ではなかったかという御質問ですが、まず自衛官募集事務については、自衛隊法第97条第1項において市町村の法定受託事務とされており、議員の御質問にありましておおり、自衛隊法施行令第120条では「防衛大臣は自衛官の募集に関し、必要があるときは市町村長に対し資料の提出を求めることができる」と規定

されています。

また、令和3年2月5日付防衛省、総務省の連名通知にて、「自衛官の募集に関して必要な資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることは、住民基本台帳法上特段の問題を生じない」というふうに通知されています。以上のことから、この情報提供は法令に基づく適正なものであり、また地方自治法第96条に規定されている地方公共団体の議会の議決に付すべきいづれの事件にも該当しないため、町議会における審議、議決は必要なかったものと捉えております。

次に2点目、個人情報保護審査会においても、個人情報の提供を可とした理由についてですが、令和2年9月に開催された当審査会については、コロナ禍であったため書面開催となっておりますが、覚書の案に対する特段の意見はなく、委員3名とも承認との回答を書面にていただいております。

最後に3点目の除外申請に関してですが、議員のおっしゃるとおり当町ではこれまで実施しておりませんでしたので、次回の提供に係る対象者より提供を望まない方に配慮し、本人の申請により対象者情報から除く除外申請を実施したいと考えております。また、その周知方法につきましては、広報ななえに掲載するほか、該当年齢である若年層の目にもとどまるように、ホームページやSNSなどの広報媒体も活用し、対象の方に情報が届くよう周知を図ってまいります。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 今お答えいただきました。

自衛隊法の件なのですけれども、従来自衛隊員が各市町村で住民基本台帳を閲覧していたという状況がありました。その後、このような自衛隊法の改正がありまして、これは平成30年から云々というのと令和2年からということで違いがありますけれども、平成30年からは防衛大臣名で市町村に出されたのではなくて当時の都道府県知事に対して要請文という形で出し

ておりましたのを、その後、平成30年から各市町村に防衛大臣名での依頼文書を出すようになったという経過があります。依頼文書ですのでこれは強制ではなくて、各市町村が独自に判断して対応できる、そういうものなのです。ですから、これに因應かどうかは市町村の判断によるわけですよね。その判断をこのように個人情報審査会が書面でオーケーしたという経過の中で、この間ずっと情報提供してきているということです。

これについては、ここでも触れてますけれども、もう少しこの情報審査会、個人情報審査会の判断がどういう理由で可としたのか、これについては審査会にきちんと確認をして本日の答弁に、答弁していただきたいということで質問しているわけですよ。その辺について、もう一度その辺の問題について確認をしたいというふうに思います。

それから、個人情報の保護に関する立場から言えば、このように個人情報審査会がこの情報を、それもとにかく除外申請もなしに情報を提供するというを行ったということ自体が、本来の個人情報審査会の役割を果たしてないという審査会であったのではないかというふうにも思います。その辺について、再度、これは町長のほうにちょっとお答えいただきたい。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

2時15分、再開いたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

上野武彦議員の質問に対する答弁より入ります。

情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝） それでは、再答弁させていただきます。

まず再度審査会の判断を仰ぐべきではないかという御質問だったと思うのですけれども、実はこの令和5年4月から法律の改正がありまし

て、この審査会をしていた当時の令和2年9月の時点においては、七飯町の個人情報保護条例という条例を基に審査会を開いていたのですけれども、国のほうで個人情報の取扱いに関して各自治体がばらばらにするのではなく、国のほうで個人情報の取扱いを一元化して決めましょうということ、法律の改正がありまして、令和5年4月からその法律が施行されております。それに伴って七飯町個人情報保護条例も廃止されております。

今新しくこの4月から審査会条例はあるのですけれども、この4月から国のほうで個人情報の取扱い一元化されることになった結果、各地方公共団体が設置する審議会等は、個人情報の適正な取扱いを確保するための専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合のためのものであり、個別の事案の法に照らした適否の判断について、各市町村がそれぞれ審議会へ諮問を行うことは、先ほども言いました国のほうで個人情報取扱いを一元化したという法改正の趣旨に反するものであるということで、基本的には審査会に再度かけるということは認められておりませんので、御理解願いたいと思います。

2点目の審査会の役割を果たしていないという、除外申請に関してですけれども、除外申請に関しては、これは法律で義務化されたり、必ずやらなければいけないものではないのですけれども、こちらのほうは、先ほども申し上げましたとおり、望まない方に配慮する上で除外申請のほうは実施したいと考えております。また、その除外申請をすることに関して、改めて個人情報保護審査会のほうに情報提供として、審査会に情報提供していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 今の答弁で、従来の個人情報審査会の役割が法改正で変わってきているということなのですが、そういう状況の中で、こういう個人情報の提供に関して、今後どこが主体になってこういった問題を判断をする

のかということについて、もう一度ちょっと確認したいので、ひとつお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝） 今後、先ほども申し上げましたとおり、国のほうで個人情報の取扱いに関する決まりを一元化されたので、今後は国のほうで設置している個人情報保護委員会というところで4月以降は取決めをしていると、判断するということになっております。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） そうしますと、自治体の独自の判断とかそういうことは反映されないということになるということですか。その辺だけ、最後確認したいと思います。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝） 個人情報の取扱いに関してですけれども、国のほうで取扱いを一元化されて、自治体のほうで個別に適正かどうかを自治体のほうで判断して取り扱うこととなっております。なので、最初に申し上げましたとおり、法令に基づく適正な情報提供ですということで、委員会のほうにも問合せはしているのですけれども、委員会のほうからも個人情報保護法上、法に基づく適正な場合、個人情報を提供してもよいということで回答をいただいておりますので、そちらに基づいて町のほうでもそういう解釈の下で提供しております。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 4問目、行きたいと思

います。北電七飯発電所の設備故障によるかんがい用水停止の問題についてです。

北海道電力七飯発電所は、設備の老朽化による故障で、令和4年9月より発電を停止していた。そのため、発電に伴う通水が行われず、今年度は発電機の周りを取り巻く放流管によりかんがい用水の供給を5月9日より開始していたが、6月17日放流管の損傷により放流が中止されている。その結果、一部の水田でひび割れ

が発生し、大きな問題となった。

このことから、渡島総合振興局が現地営農対策本部を立ち上げ、対策に取り組んできている。その結果、周辺河川23か所に仮設ポンプが設置され、かんがい用水への給水が行われた結果、6月30日には全ての水田に通水が可能になったとの新聞報道がされている。そこで、以下の点について伺いたい。

1、かんがい用水としては3.7立米毎秒以上の給水が必要とされていたが、現在の給水状況はどうなっているのか。

2、かんがい用水は、七飯町、北斗市、函館市の水田約2,000ヘクタール、約300戸の農家が対象となっているが、それぞれ十分な対応がされているのか。

3点目、今後収穫に損害が発生した場合の補償はどのようになるのか。

以上、3点です。よろしくお願いします。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（村上宏樹） それでは、お答えしてまいります。

1点目、かんがい用水について、関係機関では用水路の清掃等を除き、水の供給は8月末に終了しております。

北電による放水状況ですが、給水車などの放水を除き、取組により増大した数値は発表はありませんが、用水を管理している関係機関においても、数字ばかりを追いかけるものではなく、大事なのは水田の状況に応じた通水であるとして、状況に応じて関係機関、関係団体を含め協力してまいりました。全体の取組を見ますと、北電の対応や、日々変更はありますが、各河川などから用水路へ仮設ポンプでの給水を行い、全ての水田で通水ができる状況で、必要な用水に水が行き渡っているかを確認しながら対応してきたところです。

2点目、農業者の方への対応についても、24時間電話受付の北電お問合せ窓口を設置し、適切に対応してきたとのことであり、現地での水の供給が少ない場合には、給水車による集中的な注水のほか、一部地区では必要な水を確保するため、農業者の方へ御協力いただき、順番

に用水路からの水の供給を入れ替える番水を行い対応してきたところです。

3点目の今後の収穫に損害が発生した場合の補償はどのようになるかとのことですが、これまで関係機関、関係団体等と連携し、水田の通水状況を確認してきたところです。収穫期を迎え、現在のところ、農業者団体等による適期刈り取りに係る水稻調査において、品質の影響は見られていない状況です。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） この質問を考えた段階では、まだその後の進行状況を把握できない状況でありましたので、こういう質問になったということでもありますけれども、この質問の段階では23か所からポンプアップということでしたけれども、現在は132か所の……、間違えました。32か所のポンプアップが行われてきて、十分給水が行われたというようなことを聞いております。

それで、8月過ぎまして、今の状況では、この間の天候が非常に良好であったということと、給水がある程度対応できたというような状況の中で、損害として発生するような状況ではなく、良好な発育状況であると。それで、一部ではもう既に稲刈りが始まったところもあるという話も聞いております。

それから、もう一つはこの北電、北電が今回の給水対応の、例えばポンプ車の費用だとか、それから給水対応、給水車の対応とか、そういうことも含めて北電が全て負担をしてくるというような状況があったということも聞いております。

そういう状況で、この質問をした段階ではいろいろ心配なことがあるなと思ったわけですが、現在の進行状況ではかなり良好な生育状況があるということと、北電が十分この給水に対応してきたということもありまして、農家のほうもある程度この対応に満足しているという話も聞いておりますので、この質問についてはそんなことで終わりたいと思います。

以上です。

次、5問目行きたいと思います。

5問目。赤松街道に植栽されていたケヤキの木が伐採された問題について。

赤松街道に植栽されていたケヤキの木は根元の直径が75センチ近くにもなっておりましたが、赤松街道沿いに植栽されていた10本全てが伐採されております。このケヤキは赤松街道の植栽と同時期に植栽されたものと思われ、赤松街道の景観の一部となってきたものであります。また、赤松街道は「日本の道百選」「歴史国道」にも選定されており、ケヤキもその一部を構成してきたものであります。今回の伐採に至った理由と経過についてお伺いいたします。

1点目、ケヤキの木の伐採に至った経過について。

2点目、函館開発建設部からの伐採の打診に対して、町はどのような検討をし、どのような理由で同意をしたのか。

3点目、赤松街道は本来「札幌本道赤松並木」と呼ばれ、北海道自然環境等保全条例の環境緑地保護地区に指定されており、伐採による撤去は許されていない。今回の伐採による撤去は明らかに条例違反行為ではないか。町長の見解と今後の対応について伺いたい。

以上です。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳収） それでは、1点目のケヤキの木の伐採に至った経緯と2点目の函館開発建設部からの伐採の打診に対して、町はどのような検討をし、どのような理由で同意したのかについて、さきに同僚議員にお答えした内容と重複するところもございしますが、お答えいたします。

まず1点目のケヤキの伐採に至った経緯についてでございます。

道路管理者である函館開発建設部において、国道敷地内のケヤキの枝が折れて落下し、隣接地の駐車場に止めてある車にぶつかり、車が損傷するという国家賠償請求の事案が発生したこと。今回は車への物損事故で済んだが、今後人身事故になる可能性も高く危険であること。また、秋には落ち葉により排水等の詰まりにより

道路排水の清掃が何度も発生していること。大雨や強風が発生した場合、排水詰まりによる道路冠水や枝が折れて歩道を含む道路敷地内に落下する可能性があり危険であること。及び、冬には枝等に着雪、着氷し落下する危険があること。樹木が20メートルを超える大木であり、剪定での対応では限界があることなど、国道としての安全確保や維持管理上問題がある。そのため、歩道等道路利用者への安全確保を最優先するため、やむを得ないが伐採したいとの趣旨の環境緑地保護地区等内行為通知書が七飯町にございました。

次に、2点目の開発建設部からの伐採の打診に対して町はどのような検討をし、どのような理由で同意したのかですが、七飯町は函館開発建設部函館道路事務所から1点目でお答えした内容の環境緑地保護地区等内行為通知書を7月11日で受け付け、環境生活課において、役場関係者をはじめ赤松街道を愛する会などの関係者と伐採に関する相談、協議を図らずに、国道としての安全確保や維持管理上問題があること、歩行者等道路利用者への安全確保を最優先とするためとの内容から、伐採しても差し支えないと、7月21日に函館開発建設部函館道路事務所へ通知に至ったものでございます。

3点目について、赤松並木は議員の御質問のとおり、北海道自然環境条例第22条の環境緑地保護地区として指定されてございます。環境緑地保護地区の木竹の伐採は北海道自然環境条例第29条第1項の規定により、国等の機関は同条第25条第1項の規定により、届出を要する行為をしようとするときはこれらの規定による届出の命により、知事のその旨を通知しなければならないと規定されております。この環境緑地保護地区に関する事務は北海道から七飯町へ権限移譲されており、函館開発建設部函館道路事務所から七飯町赤松並木環境保護地区行為通知があり、伐採となったものでございます。ですので、北海道自然環境条例違反には当たらないものでございます。

街路樹はそのまちのシンボルであります。街路樹の大きな機能としては、環境保全機能、交

通安全機能、防災機能、景観機能などありますが、その一方で、老朽化による倒木、落枝による交通事故や電線の破損、歩行者への危険等、道路空間に適した維持管理が不可欠となっております。

赤松街道の街路樹は七飯町のシンボルであり、これまでの歴史と街路樹としての機能を維持するための環境緑地保護事務取扱を定め、今後の管理や保存について、赤松街道を愛する会をはじめ関係部署の意見を伺い、検討・協議するとともに、道路管理者とも十分協議し、赤松並木のすばらしい景観を将来のために保全に努める思いでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 今答弁いただきましたけれども、このケヤキの木はほぼ赤松が移植された頃に植えられたというふうに思います。百三、四十年はもうたっているという、非常に歴史のある樹木ということで、これまでこのような事故というのはなかったというふうにも考えておりますけれども、要するに、今回そういう車の物損事故があったということを契機に伐採ということまでやってしまったということなのですけれども、基本的にいろいろ言われますけれども、この枯れた枝が雪の重さで折れて落下したというのは、基本的に管理の問題ではないかと思うのですよ。要するに、こうした問題が起こったときに、住民、それから町理事者の中でも十分検討する機会があってよかったのではないかというふうに思います。対応ができないということでの伐採に一気にいったということは、本当に今回は非常に問題があったというふうに思います。基本的に管理上の問題で、どう管理したらいいのかということも含めて、十分検討すべきであったというふうに思いますので、この点については議会のほうでも特別委員会を設置して、十分今後審議をしていくということになっておりますので、その辺だけ指摘して終わりたいと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（木下 敏） 通告順に発言を許します。

佐々木陵二議員。

○6番（佐々木陵二） それでは、通告に従いまして、1問質問させていただきます。

冬期間の除雪体制について。

地球温暖化等の影響でここ数年は除雪量が増加傾向にあり、直営・委託除雪ともに苦慮されていることと思う。

町民の皆様方の家庭・家族環境も変化し、一人世帯も増加傾向にあり、高齢化社会に向けて七飯町の除雪体制についてはさらなる強化が必要と考えるが、以下の点について伺いたい。

1、現在の除雪出動判断のパトロール時点での降雪量が10センチもしくは見込まれるときという基準について、変更するつもりはないか。

出動判断時間がまちまちで除雪に従事される方々が大変で、そのことによって除雪完了時間が遅くなり、町民の皆様方の出勤・通学に影響が出ているという声をよく聞くが、何をもってどのように判断しているのか。

2、過去の委員会報告で、担い手不足が懸念されていると報告されているが、現在の直営・委託除雪の年齢分布と今後の体制維持のために何か考えはあるか。

3、直営体制での機械の老朽化に伴う修理費がかさんでいくため、高く売れるうちに早め早めの更新が必要であると思われるが、今後の機械の更新もしくは増強を含め、更新計画はどのようなになっているか。

4、委託除雪の契約回数が過去の平均を取り14回、これは本町地区になりますけれども、の契約となっているが、2018年に記録した大雪をはじめ、近年では少ない年を除き増加傾向にあるが、過去5年間の最終的な除雪回数と契約変更の変更の時期についてどうなっているか伺います。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（笠原泰之） それでは、お答えしてまいります。

1点目でございますが、現在の除雪基準については、以前より他の自治体の基準等も参考としながら定めているものでございますので、現

在のところ変更する予定はありません。

また、除雪時間がまちまちで除雪完了時間が遅くなるということですが、気象予報を参考としながら夜間のパトロールを実施し、出動判断をしているところですが、過去には夜間の降雪量が少なく、早朝に集中して降雪量が多くなる場合などに出動時間が遅くなること等もございました。今後も可能な限り交通量の少ない明け方までに除雪作業が完了できるような出動時間の判断ができるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

2点目の直営委託業務の除雪に携わる作業員の年齢分布でございますが、令和5年3月現在直営で60代が38%、50代が12%、40代が50%となっております。

委託業務では60代以上が19%、50代が25%、40代が30%、30代が15%、20代が11%となっており、40代以下が半数以上を占めておりますが、高齢化も見受けられることから、今後直営と委託業務の作業内容や作業規模に対して必要な人員体制等も踏まえ、他の自治体の人員確保への取組などを参考としながら、現在の除雪レベルの維持に努めてまいりたいと考えております。

3点目の機械の更新計画等については、具体的なものはございませんが、導入時期の古いものから順次国からの交付金も活用し、財政状況も踏まえながら、更新について検討してまいりたいと考えております。

4点目の過去5年間の除雪回数と契約変更の時期ということですが、委託業務では平成30年度は除雪回数11回で契約変更は3月に減額、令和元年度では除雪回数が3回で契約変更は3月に減額、令和2年度は除雪回数17回で契約変更は2月に増額、令和3年度は除雪回数13回で契約変更はありません。令和4年度は除雪回数18回で契約変更は2月と3月に増額の変更となっており、増額については補正予算で対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 佐々木陵二議員。

○6番（佐々木陵二） 1問目の10センチについては変更はしないということですが、他の自治体を見ますと、新雪除雪は5センチから除雪をするということもございます。都道府県だとか、どちらの市町村なのかというところは詳しくは調べてませんが、10センチについては、自分も調べましたが過去何十年も前から10センチということで、今は車の保安基準が最低地上高が9センチとなっておりますので、その辺は10センチではなく8センチということもあり得ますでしょうし、8センチにすることによって除雪出動判断が早めに行える、ということは除雪に入る時間帯も早くすることによって除雪の上がる時間、通勤・通学に対しての7時、8時までには上げるということが可能になるかと思っておりますので、その辺を臨機応変に10センチにこだわることはなく、8センチで出すですとか、5センチ以上降る見込みがある場合ということで書いてありますので、その辺の判断を早めに行うことによって、除雪業者さん、委託・直営の除雪に携わる方々の出勤時間も定時化するというわけではないですが、12時に出て1時からかきましようとか、3時、4時に出るということがなくなると思っておりますので、その辺は臨機応変に対応していただきたいと思っております。

2番については、40代前半なのか後半なのかは分かりませんが、40代、直営で50%、委託では40代以下が56%となっておりますので、その辺は随時代交代していけるような体制で直営・委託ともに採用するだとか、その辺を指導するだとかというふうにしていただきたいと思っております。

3番目につきましては、古いものから更新していくということですが、これもやはり早め早めにやっつけていかなければ、計画的に更新するだとか、あと委託の比率、直営の比率によって増強するだとかということをしていかなければならないと思っておりますので、こちらについては計画的にやっつけていくつもりはないのかと。行き当たりばつりに壊れたから更新するというのではなく、大体の計画というのは

つくれると思いますので、今後更新計画をつくっていくつもりはないのかということでございます。

4番目につきましては、やはり降らない年は3回ですか、というのもありましたけれども、多少増加傾向にありますので、当初予算から過去5年の本当の平均を取っていくとかという考えはないのかということについて伺いたいと思います。

以上でお願いします。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（笠原泰之） それでは、1点目の部分の出動基準がもう少し8センチとか低くならないのかということでございますけれども、先ほどもちょっと1点目の最初の質問、答弁でいたしましたけれども、10センチが基準で、そのほかに以降の予報で10センチになると見込まれる場合は、例えば8センチ、7センチであってもなるべく業者さんがある程度、例えば11時、12時にもうすぐ出動できるような判断ができるように、こちらのほうも対応してまいりたいと考えております。あくまでも基準は10センチですけれども、それ以後の対応、気象予報を見ながら、なるべく早い判断をしていきたいと考えておりますので御理解のほどよろしく願いいたします。

続きまして、作業員の確保という、高齢化という部分でございますけれども、作業員の確保につきましては、除雪作業はもとよりそれに係る、例えば建設業全体の課題でもありますので、七飯町といたしましても町の委託業者につきましては、建設業に携わる方が多いことから公共工事品確法等に基づきました業者の担い手の処遇改善や働き方改革の推進、また生産性の向上などにつながるような発注に努めながら人員確保に努めてまいりたいと考えております。

また、直営の部分につきましても、委託業務に年々移行している部分もございますけれども、現状を維持しながら、小回りが利くような除雪体制に向けて人員確保に努めてまいりたいと考えております。

次に重機の関係でございますけれども、議員

おっしゃるような程度計画性を持って更新していくということも大事だとは考えておりますので、財政状況等もありますけれども、こちらのほうも稼働時間だとか耐用年数見ながらなるべく早い段階で更新できるように、除雪業務に支障が来さないように調整してまいりたいと考えております。

最後の4点目でございますけれども、去年が特に除雪回数多いというような状況で、二度ほど補正させていただいているところです。こちらのほうも今回も14回、排雪に関しましては7回ということで当初予算は見ているところでございますけれども、ちょっと今後は近年の状況も踏まえながら、財政のほうとも相談しながら、当初予算の頭出しができるかどうか検討していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 佐々木陵二議員。

○6番（佐々木陵二） 前向きな御回答ありがとうございます。

やはり雨に関しましては降りすぎるとあふれますけれども、降った雨は排水を通してなくなりますけれども、除雪に関しましては降ったものは取り除かなければならないですね。地域歩いているとやはり から移ってきた方々も七飯の除雪はいいねと、 はもう脇道入ったら走れないのに、脇の道路まで全部きれいになってるねと言われますので、その辺はやはり住民サービス、まちづくり、こういうものにも関連していくと思いますので、今後も除雪出動判断はやはり早くして、7時頃までには道路が全部開くという方向でやっていただきたいと思っておりますけれども、その辺も先ほども早めには出すということでしたけれども、判断基準が10センチとなっておりますので、今後はそれを変えていく予定はないのかということをお伺いします。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（笠原泰之） 先ほども答弁したように、10センチということでもありますけれども、判断基準といたしましては、今後の降雪量

を見込みながら、ある程度この10センチを下回った場合でも早い段階で出動判断をしまいたいと考えております。また、除雪基準の10センチから8センチということもございますけれども、今後ほかの自治体等の状況もいろいろ参考にしていきながら、必要に応じてどうしても必要だという判断があればそういうことも考えることもありますけれども、現在のところは10センチということで御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 佐々木陵二議員に申し上げます。

先ほど再質問の中で他市町村の部分、いいことを言うのはいいのですけれども、あまり好ましくないのです。その部分は議長の職権で市町村名だけは削除させていただきます。

散 会 の 議 決

○議長（木下 敏） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、散会することに決定いたしました。

散 会 宣 告

○議長（木下 敏） 本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時52分 散会